

～ 力強い日本の復活に向けて～

報告（案）

平成20年6月4日

自由民主党

政務調査会

国際競争力調査会

自由民主党・国際競争力調査会
～力強い日本の復活に向けて（仮称）～
報告（案）

目次

序

I . 基本的考え方

・ 各分野の課題

1 . 製造・科学技術・中小企業	7
2 . 医薬品・医療機器	26
3 . IT	33
4 . 物流インフラ	40
5 . 金融	49
6 . 経済安全保障	54
7 . 人材	60
8 . 住宅	65
9 . 少子化対策	67

終

自由民主党・国際競争力調査会
～力強い日本の復活に向けて（仮称）～
報告（案）

序

昨今、我が国社会においては、プラス要因よりもマイナス要因が目立っており、国民は総じて自信を喪失しているとする向きもある。今こそ、明るい日本の将来に向けたビジョンと大きな方向性を示し、国民が期待と自信を取り戻せるようにする必要がある。

本調査会は、平成19年10月以来8ヶ月にわたり、力強い日本を復活させるために必要な国際競争力強化策について検討を進めてきたところである。

この間、7回の総会開催を含め、企画委員会及び6つのワーキング・チーム（WT）活動（延べ69回の開催）を通じ、50人を超える有識者の意見を伺い、また関係者間で議論を重ねてきた。

今般、その議論の一端を早期の施策実現に結びつけるため、報告をここにとりまとめるものである。

なお、今回の報告において十分な検討が図れなかった分及び具体化のための検討が必要な分については、引き続き検討、具体化を図ることとする。

国際競争力調査会
会長 尾身 幸次

I . 基本的考え方

1 . 我が国の相対的プレゼンスの低下

我が国経済を見ると、企業経営の改善が必ずしも賃金上昇に結びつかず、また、地域間でも回復のばらつきが見られ、多くの国民にとって実感なき経済成長となっている。また、90年代以降経済成長が低迷した結果、2006年には、世界の総所得に占める我が国の割合は24年ぶりに10%を割り、一人当たりGDPはOECD加盟国中18位に低下した。国民は経済一流国としての自信を失い、閉塞感を感じている。

他方、海外に目を転ずると、我が国がバブルの負の遺産と格闘している間に、世界のグローバル化はますます進展し、世界の経済構造は変貌を遂げた。EUが誕生・拡大している他、NIEs、BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）、VISTA（ベトナム、インドネシア、南アフリカ、トルコ、アルゼンチン）など、次々と有力な新興国が経済発展を遂げつつある。また、サブプライムローンに端を発した米国・欧州における経済の動揺が増す中で、世界経済におけるBRICs等の新興国への期待はますます大きなものとなってきている。

こうした中で、アジア地域についての世界の目は、成熟した日本よりも中国、インド、ロシアと言った巨大な新興市場をはじめ、将来発展が期待されるベトナム、フィリピン、インドネシア等の新興国に向けられている。またIMD（国際経営開発研究所）による「世界競争力ランキング」が20位台に低迷する（アジアだけに限定しても、シンガポール（2位）、香港（3位）、台湾（13位）、中国（17位）、マレーシア（19位）の後塵を拝している）など、世界における我が国の相対的プレゼンスは低下していると言わざるを得ない。

2 . 今、何をしなければならぬか？

我が国の経済成長や国際競争力強化を考える際には、世界を取り巻く環境の変化や我が国の強み・弱みについての確に認識しておくことが重要である。

近年、地球環境問題やエネルギー・資源・食糧の不足、途上国においては人口増や貧困問題、先進国においては少子高齢化や都市化問題など、世界を取り巻く文明にはパラダイム・シフトが生じている。

我が国を見ると、放置すれば将来的に人口が大きく減少していく事態に陥ると予想され、現在の国力を維持するためにも強力な人口維持政策をとることが喫緊の課題となっている。また、住宅需要の拡大などを通じて、国内の民間需要を喚起し、健全で安定な経済成長を確保することも重要となってくる。

一方、グローバル化に伴い、企業が国を選ぶ時代が本格的に到来し、企業活動が活発に行われるために、法人税制や制度などの面で他国と比較してイコール・フットィングな企業活動環境になっているのか、という点についても不断な見直しを行う必要がある。

こうした状況下において、国民が安心・安全に暮らしていける社会構築の前提となる経済成長や国際競争力の維持・発展のためには、今ここで何をすべきなのか？20年後、30年後の次の世代が胸を張って生きていけるためには何をしなければならないのか？現世代にいる人たちは、こうした問題への有効な処方箋を描く責務があると言わざるを得ない。

一方で、我が国には世界に誇りうる技術や価値を有している。自動車分野をはじめとするものづくり力や、エレクトロニクス・エネルギー環境関連などで高度な科学技術を有しているほか、「もったいない」といった社会的な問題意識の高さや、ファッションなどに代表される日本文化など、独自の「強み」を有している。また、こうした技術の強みに加えて、日本人の持つ勤勉さ、律儀さ、親切さなどを評価する人も多く、我が国は、世界の中でもトップレベルの好感度をもって評価されている点は誇りを持って良い。

*英国放送協会（BBC）が行った「世界に最も良い影響力を持つ国」についての聞き取り調査（27カ国約28,000人を対象：06年11月～07年1月実施）の中で、日本はカナダに次いで「最も良い影響力を持つ国」の2位につけている。

問題は、ひとつには、こうした「強み」が国際競争の中で相対的に弱体化してきているという危機意識が国民の間に乏しい点である。加えて、文明のパラダイム・シフト、グローバル化の中での世界経済の変化、技術のオープン化、知識経済化など新たな潮流に対応しきれていないため、せっかくの「強み」が「宝の持ち腐れ」状態になっており、早期に成長戦略を立て直すべきにも関わらず、政府もこれに対し切迫感を持って対応していない点も指摘できる。

3. 提言に当たっての視点

我が国の国際競争力強化のために、以下の3つの視点を重視しつつ、検証を行い、提言の策定を行った。

- (1) 透明性が高く、先進国・新興国に勝るとも劣らない「国際競争力強化戦略」を目指す！

米国・欧州での戦略策定(注)や、オリンピック後を見据えた中国・胡錦涛政権下での国家戦略、韓国・李明博政権下での経済重視戦略など、先進・新興各国は、国際競争力強化に向けて大きく舵を切ってきており、これら諸国に勝るとも劣らない国際競争力強化のための総合的な戦略策定を図ることを目指している。

(注)米国では、2004年末、全米競争力評議会により「Innovate America」(パルミサーノ・レポート)が発表され、これをベースに2007年8月「競争力強化法」が成立。同様に、欧州では2005年「新リスボン宣言」、中国では2006年「国家中長期科学技術発展計画」などが策定されている。

他方で、我が国の国際経済社会の役割を考慮すると、国際的に開かれた透明性の高い制度構築を指向することは言うまでもない。

- (2) 「社会システムの変革」を促す！

明治維新や戦後社会を見るまでもなく、我が国は外から先進技術を積極的に取り入れ、これを受容するための社会システムの変革を果敢に行ってきた。今後、我が国が直面する高齢者医療問題や環境問題などにチャレンジするためには、新技術の組み合わせとその積極的な利用、またこれを利用しやすくするために制度づくり(リサイクルなど)を通じた社会システムの変革を積極的に図ることが肝要であり、当調査会もこうした考えに則って、政策提言を行う。

また、こうした「社会システムの改革」の成果は、将来同じ問題に直面するアジア諸国にとってもモデルケースとして求められることも予想され、技術・制度一体となった貢献が可能となる。

(3) 戦略実現のためには時間軸が勝負のポイント！

本提言は、短期的な施策の列挙のみならず、「人づくり」「インフラづくり」などをはじめ、多少時間のかかる施策も多数盛り込んでいるところである。前者については、できるだけ早期に政府・与党一体となって、来年度予算、税制改正、法律改正にて対応すべきである。また、後者についても、我が国が現在激しい国際競争の渦中にあり、この競争に取り残されると明るい展望は開かれないという置かれた立場を良く認識し、危機感をもちつつ、可能な限りの項目を政府の方針(08 骨太方針) に盛り込み、その早期実現に向けた工程管理を早急に行うべきである。

4 . 具体の提言分野・フォローアップ体制など

(1) 9 分野について検討・提言

かかる問題意識を持ちつつ、当調査会は、以下の 9 分野に集中して議論を行い、次章各論にて具体提言を行っている。

- ・ 製造・科学技術・中小企業
- ・ 医薬品・医療機器
- ・ IT
- ・ 物流インフラ
- ・ 金融
- ・ 経済安全保障
- ・ 人材
- ・ 住宅
- ・ 少子化対策

(2) 今後のフォローアップ体制の構築

今後、産業界、学界、政府が一体となり、総力を結集して「全米競争力評議会」(注)をモデルとする日本版「国際競争力協議会」(仮称)を設立して、今次提言をフォローするとともに、今後の国際競争力強化策の継続的な検討・提言を行う体制を構築すべきである。

(注) 全米競争力評議会 (Council on Competitiveness): 1986 年の設立以降、米国を代表する企業・大学等の連携により、米国の国際競争力強化のための提言を精力的に行っている。2004 年 12 月に「Innovate America(通称パルミサーノ・レポート)」を発表。会員は主要企業の CEO (約 4 割)、大学の学長 (約 6 割) ら。

予算約 8 百万ドル、運営は 3 1 名の Executive Committee と常設事務局 (2 1 名) でなされている。

(3) 攻めの政策に取り組むために

人口問題や科学技術、福祉問題、ODA などを取り巻く状況を踏まえると、長期的にはこれらの課題について、攻めの政策に取り組んでいくことが必要である。このため、世界最低水準の国民負担率 (4 0 % 程度) と世界最高水準 (GDP の 1 4 8 % 程度) となった債務残高に鑑みると、攻めの政策に対する財政面からの裏打ちは必須であり、長期的に欧米並みの国民負担率にあげることについても国民の理解を得るよう政治としても努めることが肝要である。

． 各分野の課題

- 1 ． 製造・科学技術・中小企業

1 ． 総論

国際競争力強化のためには科学技術が重要な役割を果たす中、我が国においては、輸出の大部分を占めているのは製造業であり、その競争力は部品や素材を供給している中小企業の高い技術力などに支えられている。

本分野においては、その横断的な課題として、科学技術投資を抜本的に拡充するとともに、知財政策、産学連携政策、外交政策、地域政策を結集し、イノベーションを持続的に起こしていくことが重要である。

また、今後も引き続き競争力を維持・強化していくためには、持続可能な循環型社会を構築するなど、公的セクターの役割が大きい個別分野の研究開発を進めるとともに、分野に特有の制度的な課題の解決を図っていくことが必要である。

さらに、個々の技術の重要性に加え、研究開発の成果が新たな製品やサービスとして世の中に出て行くことを実証しつつ、我が国の社会システムを世界に先駆けて変革していくことが必要である。

これらイノベーション創出のため、革新的技術のシーズが絶え間なく生み出されるよう、我が国の研究開発力を強化する必要がある。

2. 具体的施策

(1) 制度的取組

国際競争力強化に向けた科学技術投資の抜本的拡充

米国が競争力強化法を制定、中国が科学技術進歩法を改正し、科学技術が国際競争力の源泉との認識の下、研究開発投資を大幅に拡充している。我が国も第3期科学技術基本計画に掲げた2.5兆円の投資目標の実現に向け、科学技術関係予算を抜本的に拡充し、研究開発体制を強化し、イノベーション創出を目指すべきである。

特に、我が国では米国などと異なり、防衛予算からのイノベーションが起きるような環境ではないため、科学技術関係予算が果たすべき役割は極めて大きい。

ア. 総合科学技術会議の司令塔機能の強化

我が国のイノベーションを加速させるため、司令塔となる総合科学技術会議の機能を強化すべきである。

i) 省庁縦割りを超えた加速財源（「革新的技術推進費」）の創設

科学技術振興費（平成20年度予算は約1.36兆円）の1%程度を用いて研究開発の加速を機動的かつ弾力的にできるよう、別枠の追加予算として従来のシーリングに上乗せする形で「革新的技術推進費」を設定し、世界をリードする研究開発を強力に推進するための新たな制度を創設すべきである。

ii) 選抜・執行の仕組みの充実

総合科学技術会議が責任を持って「革新的技術推進費」の選定・執行を主導するため、適切な体制を整備すべきである。

イ. 研究開発システムの改革

「知の大競争時代」に勝ち残るため、研究開発力強化法を活用し、我が国の研究開発システムを強化するとともに、3年以内に更なる必要な措置を行うべきである。

i) 研究開発型独立行政法人の研究費の確保

研究開発力強化法を活用し、研究開発型独立行政法人の person 費の確保を図ると共に、必要な研究費を確保すべきである。

このため、現在全ての独法に課せられている person 費の一律削減(5年間で5%)に関し、研究者の確保や流動性の促進を図るため、一定の基準でこれを対象外にするなど例外的措置を認めるべきである。

ii) 公的研究機関、大学、民間も含めた我が国全体の研究開発力の強化

研究開発力強化法の制定を契機として、国の委託や補助で整備した研究開発設備を広く民間事業者が活用しやすくすると共に、事業化に有効に活用できるよう措置すべきである。

iii) 我が国の研究開発力を支える基盤の強化

若手研究者が自立して研究できる環境の整備、女性研究者の採用加速のための支援、小中学校で中核となる理科教員の養成など理数教育の充実により、創造的人材育成を強化するとともに、多様で独創的な基礎研究を推進する競争的資金の拡充を図るべきである。

ウ．研究開発の成果の事業化に向けた取組の充実

研究開発の成果は社会に活かされて、はじめてイノベーションに通じる。このため、研究の成果が社会システムを変革するよう出口に向けた取組を強化すべきである。

i) 研究開発成果の社会実証の促進 (イノベーション実証モデル地区(スーパー特区))

研究開発の成果を社会システムの変更に結びつけるため、医療、省エネルギー、新エネルギー、環境分野などにおいて社会実証を行う取組を進めるべきである。特にこの際、例えばITを駆使した省エネ自動車交通システムの導入など、社会変革に向けて、新たな技術要素や制度を盛り込んだモデル的社会システムを実証的に構築することに留意すべきである。

イノベーション促進のための知的財産政策・基準認証政策の推進

イノベーション促進の基盤となる知的財産政策や基準認証政策について、国際的な制度調和、オープンイノベーションへの対応、研究開発と知財との連携強化などを進めていくことが必要である。

ア．各国特許庁間における協力の推進

先進国間で審査の最終結果を相互利用する「特許審査ハイウェイ」やサーチ・審査結果の早期発信、審査の質の高いレベルでの調和及び世界の特許庁間を結びつけるITインフラの整備を推進すべきである。

イ．世界各国の特許法の制度調和

i) 米国における特許法改正の動きへの対応強化

先発明主義から先願主義への移行や、出願公開制度の全面導入等が検討されている米国における特許法改正の動きを注視し、特許制度の国際的な調和の観点から二国間・多国間での話し合い等を通じて必要な働き掛けを行うとともに、日米間の審査協力の取組を進めていくべきである。

ii) WIPO（世界知的所有権機関）における議論のリード

我が国の特許法が、米国と欧州のちょうど中間に位置している利点を生かし、米国の先願主義移行を後押しするとともに、欧州にも柔軟な姿勢を示すように働きかけを継続し、世界知的所有権機関(WIPO)や、先進国間会合等の場における、各国の特許制度の実体的な調和に向けた議論を積極的にリードすべきである。

ウ．研究開発の立案段階における戦略的な知財政策

大学等において、国際競争力を有する特許群を創出するため、特許マップ等の特許情報を活用した研究開発戦略策定のための支援や、海外での権利取得も視野に入れた出願戦略の策定及び知財のライセンス条件等を含めたライセンス戦略の策定のための支援を実施すべきであ

る。

エ．世界標準獲得のための取組強化

欧州中心の国際標準化活動に対して、アジアにおける連携の強化などにより、我が国発の世界標準の浸透を図る。

また、デファクト標準の重要性を踏まえつつ、様々な国際標準化スキームを戦略的に活用すべきである。

i) 国際標準人材の育成

我が国の国際標準化人材を質・量ともに抜本的に強化するため、社会人向けの標準化専門家育成に関する研修を行うとともに、新たに標準化人材に関する能力検定制度の創設を含めた検討を行い、国際標準化人材育成のための方策を検討し、必要な措置を講じるべきである。

ii) 国際標準提案、幹事国引き受けに向けた取組の強化

研究段階から標準化を念頭に置き、ナノテクノロジー、燃料電池等に関して国際標準化と研究開発とを一体的に推進し、世界に先駆けて先端技術分野における国際標準提案、幹事国引き受け等を積極的に行うべきである。また、国際標準提案の取り組み強化に向けて旅費等の支援の強化を行うべきである。

iii) アジア各国との連携による共通基盤の整備

アジアの共通基盤を世界の共通基盤とするために、中国、韓国、アセアン諸国と国際標準化に関する定期的な協議を通じて、アクセシブルデザイン等の個別分野での標準化に関する支援（研修の実施、専門家派遣等）国際標準の共同提案等を行うべきである。

* アクセシブルデザイン：高齢者・障害者に配慮した設計

新たな段階を目指すべき産学連携

「オープンイノベーション」が進展していく中で、産学連携は産業と科学技術の国際競争力強化のために不可欠な手段となっている。

我が国は、産学連携の強化のため、優秀な人材が「我こそがこのフィールドで挑戦し、活躍したい」と言える「新たな段階の産学連携の仕組み」を構築すべきである。

すなわち、大学において「知」を産み、権利化し、それを産業界において活用するという旧来型の産学連携の概念にとらわれず、「人」、「仕組み」、「設備」、「資金」が、組織や制度の壁を越えての流動化・融合が必要である。そのためには、大学に対する期待はもちろんではあるが、企業サイドでも取り組むべき課題は大きい。

以上の観点から、大学と企業がより効率・効果的に連携活動を展開することを可能とする新たな取組を行う。

ア．技術シーズの目利き人材（伯楽）の育成・確保（人材）

ポスドク人材や大学職員等を含め、意欲や起業精神に富んだ若手に、MOT（技術経営）や知的財産管理などの専門知識を身につけさせた上で、産学協働プロジェクトの企画や事業化マネジメントなどで活躍や研鑽の場を積極的に与えていくことが必要である。また、米国等海外機関への長期研修派遣を含む人事交流などにより、技術シーズの目利きができ、また国際レベルでの技術移転や事業化支援を行っていくことができる人材（伯楽）を育成していくことが重要である。

イ．大学から企業への人材交流の促進（人材）

産学の人材交流により、産学の研究者の相互理解や人材の流動化を促進する観点から、大学の研究者が出向やサバティカル・リープ制度の活用などにより、一定期間、企業で研究を行うとともに、企業での研究活動が、研究論文のみならず事業化への寄与等により適切に評価される環境を整備すべきである。

このため、国は、教員が出向している間の代替教員の確保等に関する支援について検討を行う必要がある。

また若手研究人材の育成という観点から、ポスドクや学生が企業において研究を行う取組を産学が連携して進めるべきである。

ウ．研究から事業化まで一体的な取組の強化（仕組み）

i) 中期的なビジョンの共有による取組

イノベーションにつながる研究成果を生み出し、これらを事業化していくためには、企業と大学が、中長期的なビジョンをもって協働を進めていくべきである。

国は関係府省が連携し、産学共同による研究開発から事業化までを切れ目なく支援する仕組みを構築する必要がある。

ii) 試作から事業化への支援

先端計測分析技術・機器開発など先端的・基盤的な研究開発については、国が積極的に支援することが重要である。

また、中小企業やベンチャーが先端の研究成果を元に企業化した製品を公的部門が優先的に調達・導入を行う制度について、国も導入を検討する必要がある。

iii) 成果の海外展開

さらに、(独)科学技術振興機構(JST)による大学の海外知財活動に対する支援を強化するとともに、(独)日本貿易振興機構(JETRO)等の海外拠点を活用し、研究成果の発信や海外ニーズとのマッチング、海外での事業展開等の取組を強化すべきである。

エ．産学連携に関する組織の再構築と中核拠点の育成（仕組み）

TLO間の連携合併、大学知的財産本部・TLOの一本化や連携強化、大学間の連携など、産学官連携機能や技術移転機能が最大限発揮されるよう体制の再構築を促進することが必要である。

特に世界的レベルでの産学官連携機能を有し海外研究拠点との連携も積極的に行う「国際中核産学官連携拠点」を全国で10程度選定するとともに、各地域における産学官連携機能を担う「地域中核産学官連携拠点」を選定し、関係府省や地方公共団体が連携して集中的に支援すべきである。

その際、産学連携活動に関する大学間の連携強化の一環として、国立大学法人が他大学における研究成果の普及・活用促進のための支援業務を行うことを推進すべきである。

オ．施設・設備運営面における共用の促進（設備）

大学や研究開発型の独立行政法人等の敷地内に、産学共同研究施設・インキュベーション施設の整備や、独法、大学等有する先端的な研究開発施設・設備や生物材料等の産学官による共用及び供用を促進するための制度や体制を整備すべきである。

さらに、産学共同研究を促進するため、大学敷地内へ企業の研究施設の立地を促進すべきである。

カ．国立大学法人の出資対象範囲の拡大（資金）

国立大学法人の業務の安定的な運営等に配慮しつつ、研究成果の社会還元促進等の観点から、国立大学法人の出資の対象範囲を大学発ベンチャーなど拡大するよう法的措置も含め制度的整備を図るべきである。

科学技術外交の強化・推進

我が国の国際競争力を高めるためには、知的財産の保護・活用に十分配慮しつつ、環境・エネルギー技術をはじめとする、我が国が世界に誇る優れた科学技術を積極的に国際展開することが欠かせない。このため、T I C A D（アフリカ開発会議）、G 8 科学技術大臣会合、G 8 北海道洞爺湖サミット、日アフリカ科学技術大臣会合など、あらゆる機会を捉え、科学技術と外交の相乗効果を発揮させ、日本の科学技術力を外交に生かす取組を強化することが必要である。

ア．我が国の科学技術力による発展途上国の課題解決への貢献

開発途上国のニーズと要請に基づき、政府開発援助（ODA）の活用等を図りつつ、環境・エネルギー、防災、感染症対策等の地球規模課題の解決に向けて、アジア・アフリカ等を中心とした発展途上国との国際共同研究を実施し、問題解決につながる成果を創出するとともに、開発途上国の大学・研究機関等の能力向上を図るべきである。

イ．優れた環境エネルギー技術の推進による地球温暖化問題解決への貢献

日本が誇る優れた環境エネルギー技術を国際社会に展開するとともに、我が国が先導して各国の技術を結集して国際共同研究を推進することにより、温室効果ガスの大幅削減に寄与することが重要である。

また、地球上の地域ごとの気候変動予測など、観測・予測精度の向上を図り、IPCCの第5次報告に向けてより一層の貢献を果たし、国際的枠組み作りへの有効な情報、知見を提供すべきである。更に、開発途上国を中心とした海外への地球観測データや地域の環境影響評価・予測結果等の提供を通じ、国際貢献を図るべきである。

ウ．投資協定等の迅速な締結

投資協定については、締結又は署名済み13件、交渉中4件、租税条約については、締結又は署名済み45件（56ヶ国に適用）、交渉中5件である。また、この他に締結を希望している国は多い。これらのうち交渉中の案件については、すべて全力で締結交渉に当たり、迅速な妥結を目指すようにする。これにより、日本の国際化を進めるべきである。

中小企業の市場開拓・事業化支援の推進及び科学技術による地域活性化

国際競争力を支える中小企業の成長発展のため、JAPANブランドの育成・対外発信、海外市場開拓、地域発イノベーションの創出等を通じて、中小企業の市場拡大による成長や地域における産業の活性化を図る。

ア．中小企業の海外市場開拓支援

(独)日本貿易振興機構(JETRO)等による中小企業の輸出促進策を強化しつつ、「感性価値創造フェア」や「東京発 日本ファッション・ウィーク」の開催、「JAPANブランド」の確立、「新日本様式」の普及等の海外への情報発信により、中小企業の海外市場開拓を後押しする。

イ．地域におけるイノベーションの促進

地域の中小企業、大学、研究機関、大手企業らを相互に結びつける、事業化支援モデルを主要業種において展開し、地域におけるイノベーション創出を担うコーディネータ人材の育成やキャリアパス確立を図るとともに、全国的なコーディネータネットワークの構築を図るべきである。

大学が地域企業に対し機器の利用開放を行うオープン・ファシリティを整備するとともに、国の委託費で取得した研究機器を大学・公設試等に集約し、地域企業等への利用開放を進めるべきである。

特色ある地方大学等を核とした地域主体の取組への支援を行い、国際競争力のある世界レベルのクラスター形成等を強力に推進すべきである。

(2) 個別分野における取組

制度的な取組に加え、革新的技術及び国家基幹技術や、環境・資源・エネルギー関連技術について精力的に開発・実用化を進めていくべきである。こうした分野においては、特に我が国の場合、軍事技術の波及が期待できないというハンディを背負っている分、公的セクターによる貢献が極めて重要である。

革新的技術〔高信頼性産業（航空機等）、ロボット、超電導、機能性化学品、環境（大型リチウムイオン電池開発等）、再生医療技術等〕、国家基幹技術等に関連する研究開発の推進と産業の振興

ア．航空機・宇宙システムなど高信頼性産業分野

高度な技術的信頼性が要求される航空機産業の発展は、部品・材料・システム技術の高度化を通じて我が国製造業全体の発展をもたらすものであるとの観点から、事業化支援に重点を置いて、燃費・静粛性等の環境性能や安全性等にすぐれた次世代の航空機に関連する研究開発を積極的に推進するとともに、環境適応型の国産旅客機の政府専用機としての採用の検討や、静粛性等の環境性能にすぐれた航空機の国内における使用に対する更なる優遇の検討等の国内普及策を推進すること等により、我が国航空機産業の振興に取り組むべきである。

また、先進宇宙システムとして、従来の高コスト・長期開発等による大型宇宙システムを見直し、海外の衛星受注の実現をも目指し、高機能性を維持しつつ低コスト・短納期開発を可能とするシステムアーキテクチャの構築による小型衛星の開発等により宇宙産業の国際競争力を強化すべきである。同時に、専門家のみに利用されている宇宙システムの敷居を下げ、「いつでも、どこでも、誰でも」利用可能な宇宙システムの構築を目指すべきである。

イ．ロボット分野

少子高齢化への対応や、安心・安全でゆとりある生活・社会の実現に向けて、介護など各種分野でのロボット活用への期待は大きい。

ロボットの有効性・安全性・信頼性についての検証・改良を目的とした実証実験の推進と、ロボット開発の低コスト化に資する智能化技

術などの共通基盤技術の開発を引き続き推進すべきである。

また、より利便性・汎用性の高いロボットサービスの実現に向けて、ユビキタス技術とロボット技術の融合を図るべきである。

さらに、ロボットの便利で安全な運用のため、「次世代ロボット安全性確保ガイドライン」の普及・深化の検討や各種ルールの整備を行うべきである。

ウ．高温超電導分野

電気抵抗がゼロとなる性質をもつ超電導技術は、エネルギー、医療診断、産業・輸送用モーター等への応用が可能であるが、高温超電導技術の開発・普及を通じて、応用の範囲が広まることが期待される。

送電ロス低減等を目指したケーブル・電力機器等の研究開発及び実証試験を推進する。

- * 「高温超電導」技術は、従来の銅ケーブルよりも5～10倍の容量をもち、コンパクトであるため既存の社会インフラ(管路)を活用して容量の増大が可能。また、50%以上の省エネとなる。

エ．化学分野

i) 高機能性化学品・部材の研究開発の推進

高機能性化学品は、情報家電から医療まで幅広い分野に適用可能な高付加価値製品であり、産業・生活応用はもちろん、同材料を使用するユーザ産業の国際競争力確保上、極めて重要な材料であることから、高機能性化学品・部材に関する民間研究開発を支援すべきである。

- * 機能性化学品とは、例えば液晶画面や半導体の構成材料、自動車部品に使用されるプラスチックやゴムなど、耐熱性、絶縁性、耐油性等特殊な機能を持たせた材料の総称。

ii) グリーン・サステイナブル ケミストリーの推進

環境に優しい産業構造構築のため、グリーン・サステナブルケミストリー(GSC)技術に係る民間等の研究開発を支援すべきであ

る。

* G S Cとは、化学の分野をはじめとする幅広い技術分野・産業分野において、製品のライフサイクル全体の中で、省エネや省資源、低廃棄物等を実現させる革新的な化学技術の総称。

オ．大型リチウムイオン電池など環境関連分野

新エネルギーの出力安定化やハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車を普及させるため、キーテクノロジーである大型リチウムイオン電池等の蓄電池及びモーター等周辺機器の低コスト化と高性能化を目指し、産学官の連携の下、集中的に研究開発を行うべきである。

カ．i P S細胞を用いた再生医療技術分野

iPS細胞を用いた疾病の治療開発や、細胞操作技術開発等の再生医療の実現に向けた研究、およびiPS細胞のメカニズム解明等の基礎研究を推進すべきである。

なお、こうした研究成果の知財管理リスクへの対応についても重要な課題であり、研究組織毎に知財管理・活用のための専門組織を設立するなどの対応が期待される。

キ．高齢化を見据えた医療システム技術分野

診断チップ、デジタルのデータ分析システム等から構成される在宅診断システムや、さらに遺伝子情報分析システムと組み合わせたテーラーメイド医療システムなど、高齢化を見据えた医療システム技術の開発・実証を進めるべきである。

ク．アジアでのモデルとなる省エネシステム技術分野

大学におけるサステナブル・キャンパスや個人のエコ・ハウスなど、省エネ技術を駆使した様々な環境・省エネ配慮型のシステムが考案されているが、こうしたアイデアがアジアでのモデルとなるよう、適切な支援を行っていくべきである。

ケ. IT分野

我が国のIT分野で強みとする技術分野での世界最先端技術開発を先導する。具体的には、1) 省エネ・環境配慮型のデータセンタ、パワー制御半導体などのグリーンIT関連技術、2) 三次元化等の技術を駆使した次世代型半導体、3) 協調領域のオープン・プラットフォームになる組込ソフトウェア、4) 次世代検索技術、5) LSI信頼性高度化、6) オール光通信技術、7) 三次元映像技術など先導的な技術開発に国家予算を集中投入していく。

コ. 国家基幹技術分野

宇宙輸送システム、海洋地球観測探査システム、高速増殖炉サイクル技術、次世代スーパーコンピュータ、X線自由電子レーザー、の5つの「国家基幹技術」は国家の総合的な安全保障の向上、世界最高の研究機能の実現を目指すものであり、我が国が国際競争力を強化し、世界をリードしていく観点から、着実に推進すべきである。

核不拡散を前提とした原子力（核融合・核分裂）の推進

我が国のエネルギー安全保障、地球温暖化問題に対応していくためにも一層、原子力を推進すべきである。将来の輸送分野における電気自動車の普及との関係からもその重要性は極めて高い。

ア. 我が国原子力産業の国際展開の支援等を通じた、原子力の安全で平和的な利用拡大のための国際的取組・支援を推進

i) IAEA、GNEP等の国際的な枠組みにおける我が国としての貢献

IAEA（国際原子力機関）における核燃料供給保証体制の議論や、世界21カ国が加盟するGNEP（国際原子力パートナーシップ）等、国際的な枠組みでの議論への積極的な参加により、国際社会での我が国の存在感を示すべきである。IAEAについては、原子力広報や保障措置などの事業に特別拠出を実施するとともに専門家を派遣するべきである。GNEPについては、基盤整備、燃料供給サービス等の分野にて、情報交換や人的交流等を行うとともに、

研究開発協力を行うべきである。

ii) 原子力導入国への基盤整備支援（人材育成、制度整備等）

原子力発電導入を検討する国に対し、核不拡散、原子力安全等に関する制度整備支援を行う他、アジアを含む世界の原子力発電導入促進や地球温暖化問題対策に貢献するとともに、当該国への我が国原子力産業の参入も促進すべきである。また、アジア原子力協力フォーラム（FNCA）等を通じ、研究炉利用、原子力安全文化、原子力広報、人材養成等分野別協力活動を実施すべきである。

iii) 核不拡散への対応等に留意した二国間原子力協力協定締結に向けた取組

原子力協力における相手国の平和利用担保のため、二国間原子力協力協定を早期に締結し、我が国原子力産業が当該国への参入をしやすい環境作りや研究開発協力を行うべきである。

iv) 日本企業が参加する海外での原発建設に対する金融支援

先進国での原発建設に対するJBICによる投資金融を可能とすることにより、30基以上の新規建設計画のある米国等海外における健全な原子力市場拡大を支援すべきである。

原発建設に係る資機材の輸出を容易にする貿易保険についても、国際的なルールに従いつつ、引き続き積極的に進めるべきである。

イ．核燃料サイクルの着実な推進

プルサーマル導入や六ヶ所再処理工場の竣工等に向け、国の顔が見える形でのきめ細かい理解促進活動などの取組を継続すべきである。

ウ．次世代軽水炉の技術開発や、高速増殖炉サイクルの実証・実用化に向けた技術開発の推進

国内における2030年頃からの代替炉建設需要に対応すべく、メーカー各社が主体となり、電気事業者及び国が一体となって、世界標準を獲得しうる次世代軽水炉技術開発を行うべきである。

また、発電過程において消費した以上の燃料を生産することにより、長期的なエネルギーの安定供給を確保する高速増殖炉サイクル技術の世界標準獲得を目指し、国家基幹技術として戦略的に研究開発を実施すべきである。高速増殖炉（FBR）実証炉及び関連サイクル施設の2025年頃までの実現及び商業炉の2050年よりも前の開発を目指し、待望されている高速増殖炉「もんじゅ」の運転を軌道に乗せた上で、高速増殖炉サイクル技術の研究開発を推進すべきである。

エ．核融合エネルギーの実現に向けた技術開発の推進

核融合エネルギーは、燃料資源が海水から入手可能なため、燃料資源の枯渇の恐れがないなどの利点を有する。我が国は、日、EU、米、露、中、韓、印の7極による「ITER（イーター、国際熱核融合炉）計画」、またITER計画を補完・支援する日欧のプロジェクト「幅広いアプローチ」で先導的な役割を果たし、さらに大学や産業界等国内のポテンシャルも総合的に活用して、核融合エネルギーの実現に向けた技術開発を推進すべきである。

鉄道・造船の国際競争力の強化（省エネ技術推進、技術流出防止）

ア．我が国鉄道システムのPR

地球環境問題への対応が喫緊な課題となっている中、鉄道の果たす役割は世界的に高まっており、高速鉄道や都市鉄道の整備の計画が目白押しである。我が国の鉄道システムを海外展開するため、官民一体となったミッションの派遣等を通じ、省エネルギー性に優れ、安全、安定、高頻度、大量輸送を強みとする我が国鉄道システムを世界に認知させるべきである。

イ．鉄道システムを構成する技術の情報管理の徹底

新幹線に代表される我が国の鉄道技術には世界に誇る最先端技術が含まれている。これらの技術の適切な活用を図るため、知的財産権保護の強化等、徹底した技術情報管理を行うべきである。

ウ．鉄道産業を支える質の高い人材の確保

i) 産・官・学の連携による理工系教育の推進

鉄道技術は土木、車両、電気等の様々な工学分野とそれを扱う人間による総合的なシステムである。将来の鉄道技術を担う人材を育成するため、中等・初等教育段階から理工系教育を推進し、自らの専門分野にとどまらず、幅広い知見や技術、総合的な判断力を有する国際的素養を持った鉄道技術者を輩出できる環境づくりを行うべきである。

ii) 鉄道業界全体の魅力向上

少子化や団塊世代の大量退職により、技術者の数そのものが減少するなかで優秀な技術者を確保するため、職場環境の改善を図ると共に、広く鉄道技術の高さや魅力をアピールする取組を進めていくべきである。

エ．省エネルギー船舶技術開発等の総合的推進

現在、京都議定書の対象外である国際海運からのCO₂削減を推進するとともに、我が国造船業・船用工業の国際競争力の強化を図るため、海上輸送のエネルギー効率を大幅に向上させる省エネルギー船舶技術の開発推進、船舶の省エネルギー指標（実燃費指標）の開発及び国際基準化、また、海洋・環境立国を支える技術者等の人材育成からなる総合施策（海洋環境イニシアティブ）を推進すべきである。

オ．模倣品対策の推進及び重要技術情報の管理の徹底

関係省庁及び他国政府と連携し、舶用品の模倣品に係る実態調査、侵害国政府に対する対策の要請、模倣品不使用の呼びかけ等を実施すべきである。

また、図面等の重要技術情報の流出防止対策について、業界と連携して情報の管理強化等に取り組むべきである。

希少資源の獲得競争への対応

国際競争力を考える際に、希少資源の獲得は忘れることのできない要素である。とくに、新興国の急激な発展により、希少資源の獲得競争は熾烈化してきている。積極的資源外交、リサイクル、代替技術等の研究開発の促進を通じて、万全の希少資源確保策を講じるべきである。

ア．資源探査の促進やリスクマネーの供給等

これまで十分な探査が実施されていない国等、民間企業単独では探査に取り組みがたいリスクの高い国において、将来の我が国企業の探鉱・開発に繋がるよう、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による資源探査や基礎的な調査を先行的に実施すべきである。

また、JOGMECによる資源探鉱に対する出融資・開発に対する債務保証、国際協力銀行(JBIC)による資源開発に対する融資、(独)日本貿易保険(NEXI)による資源開発に対する保険等により、リスクマネーを供給し、我が国企業によるレアメタル資源の探鉱・開発を推進すべきである。

加えて、国際的な資源獲得競争が激化する中、資源開発に携わる人材が不足していることから、我が国が海外で資源開発に積極的に取り組むためには、人材の確保・育成を行うべきである。

イ．ODAとの戦略的連携による産業協力・技術協力等への取組

資源外交を積極的に推進し、ODAと連携した産業協力、技術協力等に取り組むことにより、資源国との間で戦略的互惠関係を構築し、我が国企業の希少資源獲得を支援すべきである。

ウ．レアメタルの回収技術や代替材料の研究開発等の強化

金属資源のほぼ全量を海外に依存する我が国にとって、希少資源が使用されている使用済み製品等は貴重な国内資源である。例えば、自動車の排ガス触媒に使用されている白金族は、国内発生量のほぼ全量、世界全体の需要の約1割を占める量が我が国でリサイクルされている。資源確保の観点からはこうした希少金属のリサイクルを推進すべきで

あり、例えば、金、銀、銅、レアメタルを高濃度で含有する小型電子機器の中で数量の多い携帯電話については、回収台数は年々減少してきているため（平成18年度の国内出荷台数は約5000万台、回収・リサイクルされるのは約600万台。）、使用済み携帯電話等の回収を促進する対策を講じるべきである。

また、国内で回収された使用済み製品等から得られる希少金属の回収率向上の技術開発（希少金属等高効率回収システム開発）を着実に実施すべきである。

さらに、希少資源に依存しない社会の実現に向けた基盤技術として、希少金属の使用量の大幅低減技術及び希少金属の機能を代替する新材料の開発（元素戦略プロジェクト及び希少金属代替材料開発プロジェクト）を着実に実施すべきである。

- 2 . 医薬品・医療機器

1 . 総論

医薬品・医療機器産業は、ともに我が国経済成長に資する戦略的重要産業であり、その国際競争力を強化するためには、大局的な視野の下で整合性のある効果的な取組を進める必要がある。このため、昨年策定した新医薬品産業ビジョンに加え、医療機器産業についても新ビジョンを早急に策定するとともに、特に下記の施策に早急に取り組むこととし、政府において昨年策定した「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を改定して可能な限り盛り込み、産学官連携の下で着実な実施を図るべきである。

2 . 具体的施策

(1) 臨床研究の推進

未承認の医薬品・医療機器の臨床研究データ収集の迅速化

平成20年4月より高度医療評価制度において、保険の対象とされていない医療技術を含む臨床研究について、有効性・安全性の確保が期待できる体制等の一定のルールの下で保険との併用を認め、科学的評価可能なデータ収集の迅速化を行うこととしたところである。引き続き本制度の適切な運用を図るべきである。

臨床実績のない医療機器の企業試作品を臨床研究に提供

世界中どこにも臨床実績のない物など、企業が開発中であっても、臨床用の未承認医療機器等の提供が可能である。しかしながら、提供等が多様であることを踏まえ、薬事法上問題となるか否かについて、個別のケースごとに応じて総合的かつ適正な判断を図るべきである。

臨床研究関連予算に関する関係省連携と重点化・拡充

「革新的創薬のための官民対話」での議論等を踏まえて、橋渡し研究及び臨床研究の中核拠点として、橋渡し研究支援拠点、中核病院及

び拠点医療機関を整備し、研究開発に係る基盤強化を図るとともに、実用化支援等を行っているところであり、今後とも関係各省、産業界と一層の連携を図りながら引き続き強力に推進すべきである。

特に、iPS細胞に関する研究については、日本発の研究ではあるが、激化する国際的な研究開発競争において我が国がリードを保てるかどうかは定かではない。研究開発成果を着実に再生医療の実現、疾患メカニズムの解明、医薬品の有効性や毒性のスクリーニングに結びつけるよう、関係省庁が連携し、研究及び体制整備を積極的に推進すべきである。

(2) 医療機器の審査の迅速化

平成25年度までにデバイス・ラグを解消することとし、新医療機器の開発開始から承認までの期間を14ヶ月分短縮（開発開始から申請までを7ヶ月、申請から承認までを7ヶ月）し、米国並みとする。

医療機器の審査体制の充実強化

（独）医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」）の医療機器審査員（平成20年4月現在35名）を100名程度に増員することとし、直ちにその充実に着手すべきである。なお、必要な経費は、中小企業・ベンチャーに配慮しつつ、国際整合性を勘案した手数料体系の再構築により手当てする。

治験を要する申請、軽微変更届出対応の範囲の明確化

治験を必要とする範囲や軽微な改良の場合の取扱いについて、具体的な事例をわかりやすく示すなど一層の明確化を図るとともに、医療機器審査体制の充実強化により相談事業も拡充することが必要である。

承認基準の整備

審査の迅速化を図るため、今後も承認基準等の整備を積極的に進めるべきである。また、細胞・組織加工製品の品質・安全性評価のための指針の明確化を引き続き推進すべきである。

標準的審査期間の設定

デバイス・ラグの解消に向け、新医療機器だけでなく、改良医療機器、後発医療機器についても、審査期間の短縮を図るとともに、平成20年秋までに標準的な審査期間を設定することとし、審査終了までの期間の予測可能性を高めるべきである。

(3) 医療機器等の革新性に対する適切な医療保険での評価

医薬品・医療機器の償還価格については、これまでも、治療上の画期性や有用性を有する製品に対して上乘せの加算を行うなどの措置を講じている。

さらに平成20年度の診療報酬改定に併せて、その加算率の増加を図ったり、類似する製品のないものについて、革新性、有効性、安全性等の程度に応じてメリハリをつけて価格を算定する方法を新たに導入したりするなど、医薬品・医療材料の技術的革新性の更なる評価を行うこととしたところである。今後とも、医薬品・医療機器の技術的革新性の評価に努めるべきである。

(4) 人材育成

医工学連携による研究・審査の人材の育成の推進

医療機器メーカーと大学との共同研究・開発、大学内における医工連携の取組、大学とPMDAとの人材交流等を通じて、医療機器開発に携わる医師や工学系研究者や審査の人材の育成を推進すべきである。

(5) バイオベンチャー企業の育成

大企業とのマッチングの機会の提供

ベンチャーの研究開発シーズと大企業のニーズの摺り合わせを行うための発表会や懇親会の場を設置し、ベンチャー企業と大企業のアライアンスを促進すべきである。

ベンチャー及びベンチャー向けファンドに対する資金的支援

大学等の優れた研究成果やベンチャー企業の優れた技術を実用化に結びつけるために、(独)科学技術振興機構や(独)医薬基盤研究所において研究開発に係る支援を実施しており、引き続き推進すべきである。

また、主にミドルステージにおいて多くの研究開発資金を必要とするベンチャーに対しては、資金を提供するファンドの支援を実施すべきである。

薬事特許等の相談支援事業の提供

ベンチャー企業においては、薬事規制を見据えた開発戦略を立てることが困難な場合があることから、平成20年度から開始する製薬企業のOB等の人材を活用した相談事業を推進すべきである。

一方、中小企業基盤整備機構の相談窓口、派遣事業等において、ベンチャーが薬事や特許に関してアドバイスを受けられる体制を充実させるべきである。

(6) 医薬品庁 (仮称) (日本版 F D A) の創設

科学的基盤に立った薬事行政

医薬品や医療機器の研究開発の成果がいち早く国民の福利厚生に反映されるよう、規制・監視科学の充実強化を図り、医薬品・医療機器の有効性や安全性の評価を科学的基盤に立って迅速に行うべきである。

また、現在の医薬品・医療機器の規制は、種々の薬害事件の反省に立って強化されてきた経緯を踏まえ、改めて、薬害の再発防止のために最善・最大の努力を払う必要がある。

このようなことから、医薬品・医療機器の承認や安全対策をはじめとする薬事行政については、科学的・専門的知見に基づき、その行政組織自らが責任を持って行い、その組織は、医薬品・医療機器産業や医療政策全般を所掌する部署とは中立的でけん制関係におくべきである。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と厚生労働省の一部の統合

現在の薬事行政は、PMDAと厚生労働省が分担して担う仕組みとなっており、様々な非効率も指摘されている。このため、PMDAと厚生労働省医薬食品局審査管理課、安全対策課及び監視指導・麻薬対策課等を統合し「医薬品庁（仮称）」を創設することとし、審査と承認の体制を一体化するとともに、迅速な安全情報の収集と、その科学的分析・評価に基づいた医薬品・医療機器の安全対策、副作用等被害救済などを一元的に行うべきである。

また「医薬品庁（仮称）」は医薬品・医療機器産業や医療政策全般を所掌する厚生労働省とは距離を持って運営することとし、今後の人員増を前提に当面、承認審査関係で最低500人、安全対策関係で最低300人の人材を確保すべきである。

再生医療など革新的医療技術への対応

iPS細胞をはじめとする再生医療分野など、新規性が高く、近い将来に産業化が予想されるような医療技術に用いられる医薬品・医療機器、特に政府が選定し重点的投資の対象とするものについては、研究初期段階から進展する研究成果を常に取り入れながら、開発者側と情報を共有して、薬事法の規制との関係を迅速かつ適切に確認するとともに、規制・監視科学の基盤に立った評価基準の設定や薬事法の適用範囲の更なる明確化等を行う。

なお、審査体制を強化する一方で、臨床研究のレベル向上も不可欠であることから、「医薬品庁（仮称）」の設置と両輪で、米国食品

医薬品局（FDA）の研究用新薬（IND）、研究用医療機器適用除外（IDE）の制度を参考に、「臨床研究」を支援する体制についても別途強化すべきである。

レギュラトリー・サイエンス等の構築

医薬品庁（仮称）では、革新的医療技術の審査に必要な科学的評価手法（規制科学）の研究と、副作用等の情報分析や原因解明等の研究（監視科学）の研究を行い、審査業務や安全対策業務に迅速に反映すべきである。

この際、現在の医薬品、医療機器の区分に加え、再生医療の発展等に応じた、生物由来製品に関する第三の区分としての独立及びその審査基準や安全性情報の収集・評価のあり方について、国際的な整合性に留意しつつ、検討すべきである。

審査行為に係る刑事責任の扱いの明確化

医薬品庁（仮称）において行われる審査業務に起因して薬害被害などが発生した場合であっても、当該審査が医薬品庁（仮称）において定められた手順に従い適正に実施されているのであれば、審査を行った個人に対して刑事責任を問うことは適当ではない。こうした考え方は例えば米国においても当然のこととして受け入れられており、FDAの審査官が刑事訴追を受けたことはないといわれている。このような海外の事例も参考としつつ、審査行為に係る刑事責任の扱いの明確化を図るべきである。

（7）健康研究推進会議（仮称）（日本版NIH）の設置

橋渡し・臨床研究関連予算の一括管理

文部科学省、厚生労働省、経済産業省が分かれて管理している、橋渡し・臨床研究に関連する研究予算や拠点整備の予算などを一括管理する組織として、健康研究推進会議（仮称）を創設し、わが国として1つの戦略に基づく一体的かつ効率的な医療・健康技術開発支援を実現すべきである。

会議形態については、現在の官民対話としての4大臣会合を柔軟に活用するとともに、内閣府内に総合科学技術会議とは別組織として設置するなど、司令塔機能を効率的に発揮できる形態を検討すべきである。

医療・健康関連研究推進戦略の策定

医療・健康関連研究推進戦略に基づき、一元的な概算要求方針を策定し、一体的な予算要求を行うべきである。

戦略的な資金配分

プロジェクト毎の資金需要の意味や、各段階に応じた研究機関、ベンチャー企業、大企業等の役割を一層明確化した上で、戦略的な資金配分を行うべきである。

(8) 医療行為に係る刑事責任のあり方の検討

近年、医療従事者がその行った医療行為に起因して刑事責任を問われるケースが増加しており、またこうしたことの結果として、特定の専門領域における医療従事者の減少や診療拒否を招来しているとも言われている。さらに、こうしたことが「医療崩壊」の主要因の一つではないかとの指摘もなされている。このような事態を避ける上からも、故意を除く医療行為に係る刑事責任のあり方に関し抜本的な検討を行うべきである。

1 . 総論

IT分野は、バイオ、環境技術等と並んで今世紀の経済成長を引っ張る最大のエンジンであり、インフラ面では世界最速、最廉価のブロードバンドネットワークが整備されているにも関わらず、我が国IT産業の国際競争力は80年代に見られたような圧倒的な競争力を失いつつある。分野別に見ていくと次のような傾向がある。

- ロジック半導体：デファクト標準競争で負け、欧米が優位。知財も欧米メーカーの囲い込み戦略が奏功。
- メモリー半導体、液晶：90年代以降投資競争でアジア勢に競り負け。現在は、我が国の業界集約も進んだ結果、開発・投資競争でスピードと規模を確保できれば競り勝つ可能性あり。
- 電子部品・材料：ものづくり力を活かして日本が一貫して強み。レアメタル確保なども含め総合的戦略が鍵。
- PC、情報家電：モジュール生産などで欧米・アジアが強いが、日本も高付加価値製品分野では優位。
- 携帯電話・通信：我が国の特殊な市場構造と商慣行で高付加価値品に特化してしまった結果、世界市場での競争優位を獲得できず。第二世代の独自規格が影響した面もあり。さらに、ブランド競争でも劣位。ただし、インターネット対応の高付加価値製品で世界先進市場の需要が日本に追いつきつつある結果、今後は巻き返しの余地あり。
- ソフトウェア、ネット関連：デファクト標準を握り、シリコンバレーの産学連携クラスターを有する米国の一人勝ち。ただし、優れたサービスの開発力は日本にも存在。

以上のような状況を踏まえると、日本IT産業の反転攻勢の基本戦略としては、1)日本の弱い分野は、規制改革や欧米・アジアの勝利戦略を取り込んでITビジネスの構造改革を起こす、2)日本の強い分野を更に強化する、3)IT分野でも重要な人材育成と需要サイドの強化を

進める、4) B R I C s など成長する海外の市場を獲得することがポイントとなる。具体的には以下のとおり。

第一に、I T 利活用促進と規制改革により、我が国を新型 I T ビジネスの実験場にする。これにより、ウェブ 2.0 時代を先導するプラットフォーム型ビジネス（認証、課金、サービスなどの総合的提供）やユビキタスサービス、世界標準技術・商品を我が国から生み出す。特に、ソフトウェアや情報通信分野では、知的財産権の戦略的活用により、世界標準商品の覇権を握ることが重要である。また、米国シリコンバレーのような I T ビジネス成功の仕組みを取り込むことも必要である。

詳細：各論（1）（2）

第二に、選択と集中により日本の強みを伸ばすと同時に、「ものづくり力」や省エネ技術など得意分野を強化して、テレマティクス（「自動車などの移動体における I T」）、「グリーン I T」のような融合分野での競争力を高める。このための先導技術開発は、国が支援すべきである。

詳細：各論（3）（4）（5）

第三に、諸外国の I T 産業は優れた人材が牽引している。このため、我が国においても、技術者、経営者など各層の I T 関連人材の育成を強化する。また、産業界、地域経済などユーザ部門を徹底的に支援して、ユーザ主導の I T 産業強化を実現する。

詳細：各論（6）（7）（8）

第四に、徹底したマーケティングやブランド戦略を活用して、世界市場、特にB R I C s 市場の獲得により世界の成長セクターを取り込む。

詳細：各論（9）

2. 具体的施策

（1）先端 I T 利用市場の活性化と規制改革

グーグルや i P o d など、今日の世界市場を席卷している I T 企業、製品の強みの源泉は、製造、流通、サービス、コンテンツなど産業の垣根を越えた異業種連携を、デジタル技術を活用して実現し、それをユニークなビジネスモデルで消費者に届けることにある。このような新ビジネス創造のメカニズムを我が国にも定着するための取組みが必要である。

具体的には、ハード、ソフト、サービス、コンテンツなどの融合ビジネスの促進と権利処理の容易化等をめざした実証事業を強力に推進すべきである。

< 事業の例 >

- ・ 病院等が保有する健康・病歴情報をデータベース化して、個人情報保護に配慮しながら、健康管理のサービスに応用。
- ・ 個人の購買履歴情報を活用した新商品開発、レジャーなどの提供。
- ・ インターネット上におけるＴＶ番組や映画、音楽などのコンテンツを権利保護技術で保護しつつ流通。

また、欧米においては、ＩＴ分野の発展のため、事前規制による政府の介入は最小限にとどめ、問題が起きた場合に民主導の解決を基礎においたルール創設を行っている。更に、技術進歩を促進するため、電波政策なども競争原理を活用した政策を展開している。また、我が国では著作権処理にかかる時間とコストが過去のコンテンツ資産のインターネット上での活用の障害要因となっている。我が国においても産業活性化の観点から既存の法制度を徹底的に緩和し、世界の潮流と平仄のあった民主導のルールメイキングを確立すべきであり、内閣主導の規制改革を推進すべきである。具体的には、電子政府推進のための各省庁の行政法、内部管理の法令の徹底した見直し、保護に配慮した個人関連情報の活用のために必要な関係法制の見直し、欧米型の市場経済活用を前提とした周波数制度改革、インターネット関連取引を巡る法規制の最小化、コンテンツの権利処理円滑化などを検討すべきである。

(2) シリコンバレー的なベンチャー育成モデルの導入 (技術、経営、資金の三位一体化)

米国の支配的なＩＴ企業は、ほとんど全てが、ベンチャー企業が発母体である。これは、人材、経営、資金のマッチングがシリコンバレーなどで円滑に成立するからである。我が国でも、技術・経営・資金が柔軟にマッチングできるような、いわばシリコンバレー的なベンチャー育成の仕組みを導入することが重要である。

我が国においては、ITベンチャー経営者等による不祥事が原因でイメージが失墜し、ベンチャーの資金調達の間である新興市場も縮小の一方である。今一度、マネーゲームとは距離を置いた、技術指向のITベンチャーの育成に再チャレンジしなければならない。具体的には、ITの天才技術者を持続的に支援するとともに、諸外国からの頭脳流入も促進すべきである。また、ベンチャー企業経営能力のある人材の育成や国内招致も必要である。さらに、財務面については、立ち上がり期の円滑な資金調達を可能にするようなファイナンスの仕組み、企業買収時におけるのれん代の取扱の国際統合化の加速、外国からの投資の促進など、欧米ベンチャー企業と互していける競争環境の整備（財務会計制度改革や証券市場整備）が必要である。

（３）選択と集中の促進

企業を選択と集中促進のための支援制度を強化する。例えば、今後エレクトロニクス産業が消耗戦のシェア競争から脱却し、高収益部門の世界規模のメガコンペティションに勝ち残るために、研究開発投資や設備投資を集中する必要がある。このために必要となる企業部門の統合や投資資金調達に行えるような資本市場・税制改革を強力に推進すべきである。

また、ソフトウェア開発においては、例えば携帯電話１台当たり100億円を超えるような巨額の開発投資コストが発生しており、従来型の開発体制では資金力、開発要員の両面で対応不可能である。このため、製品の開発領域を各社が競争する領域と、各社で技術仕様などを共有して開発する協調領域に分け、後者については標準的なソフトウェア、開発ツール、開発手順などを整備することにより開発コストを業界全体で負担する体制を整備すべきである。

<注>自動車では制御系のソフトウェアの一部を上記手法で標準的に開発するための産業横断的な取組（JASPAR）が推進中。

（４）環境力の活用（「グリーンIT」）

地球温暖化問題の解決のため、IT自体の省エネとITによる省エネを徹底的に進めることが必要である。また、環境力は我が国が保有する

競争力の源泉の1つであり、IT分野でも、これを活かした製品・サービス開発、社会システム変革が重要である。これを総合的に推進するための技術開発、企業経営改革、環境に優しい活動を応援する推進システムの構築など「グリーンITイニシアティブ」を官民上げて取り組むべきである。

具体的には、第一に、スーパーグリーンデータセンタなど世界で最も省エネ効率のよいデータセンタ技術を開発し、我が国を世界の情報ハブにする。また、省エネ型デバイスの技術開発、住宅・大学・都市などITを活用した省エネ型社会システムの開発を推進する。第二に、事業者や消費者の環境貢献を計測し・見える化して、それにインセンティブを与えるシステムをすることにより、環境に優しい活動が選好されやすくする。第三に、国際シンポジウムの開催や様々な国際会議での発信、海外企業・政府との連携などによりこのような日本発のグリーンITシステムを世界標準に押し上げていく。

(5) 戦略的技術の開発と標準化の推進

我が国が強みとする技術分野、具体的には、上記の環境・省エネ技術の他、情報通信ネットワーク技術、高度画像技術、高齢化対応技術、品質管理技術、センサー技術、高度部品・材料技術、組込ソフト技術などは、今後のIT部門の国際競争においても大きな鍵を握っている。従って、このような技術力の向上を産官学の連携の下に徹底的に推進すべきである。具体的には、新世代ネットワーク技術、オール光通信技術、三次元映像技術、次世代型半導体、組込ソフトウェア、次世代検索技術、LSI信頼性高度化、テレマティクスなど先導的な技術開発に国家予算を集中投入すべきである。

また、開発された技術が世界標準にならなければ投資回収ができない。このため、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）、IEEE（米国電気電子学会）、ITU（国際電気通信連合）などへの国際標準化機関への提案能力を高めるとともに、オープンな開発コミュニティの取組み支援を強化してデファクト標準化も推進すべきである。さらに、ソフトウェア特許の評価基準の国際統合化を進め、我が国で開発されたソフトウェア製品が適切な投資回収効果を挙げられるよう国として支援していくべきである。

(6) 人材育成

天才プログラマーなど、独創的なIT人材の育成と起業を支援するための総合的対策を講じるとともに、現場のIT信頼性向上に不可欠なアーキテクトやプロジェクト・マネージャー、セキュリティ専門家などの体系的育成と処遇向上を進めるべきである。このため、スキル向上のための産学連携を強化し、若年層のITリテラシー向上のための教育や試験制度を推進すべきである。

また、英語力の向上などにより国際感覚のあるIT人材を養成するとともに、欧米、アジアなど諸外国の優れたIT研究者、技術者を積極的に我が国企業で採用するための、入国管理制度の見直しにも取り組むべきである。

さらに、ITビジネスでは発想力・構想力が基本であることに鑑み、ソフト開発関連人材のみならず、大きなITビジネスを構想できる人材を広く世界から呼び寄せられる日本版シリコンバレーのような環境整備にも取り組むべきである。

(7) IT投資の高度化と信頼性向上

日本では、ITシステムへの投資が企業の生産性向上につながっていないとの指摘がある。

自動車、家電などのものづくりにおいても、あるいは企業の情報システムの構築においても、そのIT投資効率の向上がこれら産業の競争力向上の課題である。また、ITが社会インフラ化したため、システムの信頼性やネットの安全性向上に努めることが社会的使命であり、これは同時にIT産業自体の競争力向上にもつながるテーマである。

これらの課題に取り組むため、組込ソフト産業とユーザ産業の連携促進による組込開発環境の高度化、工学的手法を活用したITサービス・イノベーションの振興、専門家の活用によるソフトウェア取引高度化に取り組むとともに、情報サービス産業やソフトウェア産業の取引透明化を通じた業界構造改革を進めるべきである。

(8) デジタル・デバイドの克服と地域活性化

ブロードバンド整備が進んでいると言われる我が国においてもなお、光ファイバ、デジタル無線網などのサービスが受けられず、現在においても I T 活用型の新ビジネスが十分に行えない地域が存在する。地域、世代を超えた I T の活用は、I T 産業全体の活性化につながるという観点から、集中的かつ総合的な地域デジタル・デバイス対策を実施する。その際、民間事業者の投資インセンティブを増大させる政策をとるとともに、民間事業者の自助努力で進まない地域については展開を国主導で行うことが肝要である。

また、SaaS (ソフトウェア・アズ・ア・サービス) やウェブ等を利用して、地域産業 (農業、サービス業) 中小企業のビジネス活性化を支援するとともに、遠隔医療、介護、テレワーク、教育など、地域経済社会が抱える諸課題を解決すべきである。このために必要な技術指導やコンサルティングを国や地域の支援組織が実施すべきである。

(9) 世界市場の開拓

我が国 I T 産業は、成長する世界市場、特に新興国市場を狙わなくては将来がない。しかし、高度でリッチな一億人の国内市場に支えられ、内向き思考になっている点が問題である。

このため、国際市場を狙うためのブランド戦略、競争戦略を担うための人的・組織的リソースを強化するとともに、ODA・ジェトロ・貿易保険等の戦略的活用により官民一体となって B R I C s ・新興国興市場の開拓を加速すべきである。

- 4 . 物流インフラ

1 . 総論

物流とモノづくりとは車の両輪の関係にあり、我が国の産業競争力を向上させ、安定した経済成長を遂げていくためには、物流システムの高度化・多様化により国際競争力を強化していくことが不可欠である。

特に最近では、企業や消費者のニーズが多様化するとともに、企業の生産拠点、流通拠点、販売拠点等がアジア地域にシフトする動きが急速に進展してきている。今後我が国の人口減少が進み、国内需要が減少することを踏まえ、こうしたアジア地域を中心とする海外の成長を取り込むことが我が国の成長の鍵であることから、物流インフラ・サービスの高度化のための様々な環境整備を図ることは、まさに我が国の国益にかなうものである。

このように、アジア地域等の海外において成長が見込まれるところであるが、これら地域の消費市場において、我が国が引き続き競争力を発揮するためには、物流に関して、諸外国の後追いではなく、先行して新たな施策を推進すべきであり、そのために、20～30年後を見据えた中長期的な視野に立ってハード・ソフトの両面から、効果的な国際物流施策を推進することが必要である。

こうした観点から、

空港の国際競争力の強化

港湾の国際競争力の強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網の形成

物流業の国際競争力の強化

の3つの柱について、今後20～30年後を見据えた方向性を示すとともに、今後具体的に取り組むべき施策について、以下のとおり提言を行うものである。

2. 具体的施策

(1) 空港の国際競争力の強化

首都圏空港については、2010年に成田・羽田両空港の容量拡大が実現する。しかし、おおむね10年後には再度、首都圏空港（成田・羽田）の容量は限界に達することが予測されていることから、20～30年後を見据えた中長期的視野でさらなる容量拡大に向けて、管制、機材、環境、施設等あらゆる角度から可能な限りの施策を検討し、着実に推進すべきである。

これにより、成田・羽田の両空港の一体的運用による首都圏空港の完全24時間化達成は当然のこと、空港内外の物流施設の効率的整備、両空港間等のアクセスの抜本的な改善、アメリカ、ヨーロッパ、アジア各地域との航空自由化（オープンスカイ）を通じた航空ネットワークの拡充等により、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する「世界トップクラスの都市型空港」を目指す。

関西・中部両空港については、海上空港であり、24時間運用が可能であることを踏まえ、国際拠点空港としてふさわしい路線の開設や増便を推進しつつ、物流関連施設の整備等国際競争力の強化を図る。

さらに将来的には、航空機材に係る新技術や、土木技術等の飛躍的な発展が見込まれることから、これらを活用したインフラ整備や航空輸送のあり方について、検討を進めるべきである。

以上を踏まえ、今後は以下のとおり具体的な取組を進めることが必要である。

首都圏における中長期的な将来航空需要への対応（羽田空港の滑走路増設の検討など）

首都圏空港については、2010年に成田・羽田両空港の容量拡大が実現する。しかし、おおむね10年後には再度、首都圏空港（成田・羽田）の容量は限界に達することが予測されていることから、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する100万回の発着回数を目指し、首都圏空港のさらなる容量拡大に向けて、今後可能な限りの施策を検討すべきである。具体的には、成田・羽田空港の更なる容量拡大

に向けた調査・検討を実施すべきである。

特に、低騒音旅客機の航路の自由度の拡大や、航空管制の改善等により、現行の滑走路の下での離発着枠の拡大を図るほか、羽田空港にさらに2本の滑走路を増設すると昼間の時間帯だけで年間約60万回、成田でも30万回の発着枠確保が可能であり両空港を合わせて国際及び国内線の需要に十分対応可能な環境が整うことを踏まえ、早急に羽田空港における5本目、6本目の滑走路の増設に着手すべきである。

また、将来需要の拡大を踏まえ、成田・羽田に次ぐ第3の首都圏空港の選定についても早急に検討を開始すべきである。

羽田空港のさらなる国際化

2010年に、羽田は昼間約3万回、深夜早朝約3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現すべきである。昼間（6時～23時）に、羽田にふさわしい近距離アジア・ビジネス路線として、ソウル、上海等の都市、更に、北京、台北、香港まで就航すべきである。深夜早朝は、欧米をはじめとする世界の主要都市への就航を可能とすべきである。

さらに、供用開始後の国内線の需要動向を踏まえ、昼間の時間帯において、欧米便の就航も含め、さらに上記に加えて3万回程度の国際線の増枠を図るべきである。

なお、国内線、国際線の発着区分については、将来的には需要動向に応じた機動的な路線設定も可能となるよう検討すべきである。また、国際線については距離制限を設けることなく、アジアはもとより欧米を含めた世界の首都圏を就航範囲とすべきである。羽田空港は46地方空港と結ばれており、羽田をメイン・ハブ空港として海外のヒト・モノを地方に誘致して活性化を図るべきである。

空港における物流施設の効率的整備

空港内の物流施設の効率的整備を進めるとともに、空港周辺にお

いて、行政により必要に応じ工業団地の整備や物流総合効率化法に基づく拠点集約化等を促進すべきである。

羽田については、民間事業者の資金やノウハウ等を活用したPFI方式により、2010年10月の供用開始を目指し国際貨物ターミナルの効率的な整備を進め、今後の国際航空需要に対応した施設の運営、展開等を行っていくべきである。

24時間化について

2010年10月末以降成田・羽田の両空港を一体的に運用することにより、首都圏空港の24時間化を実現させるべきである。成田が閉まっている深夜早朝時間帯（23時～翌6時）に、羽田に国際定期便を就航させるべきである。また、成田では6時台の出発・22時台の到着がないこと等を踏まえ、6時台・22時台に羽田からの国際線の就航を可能とし、成田と羽田の国際航空機能をリレーする時間帯（リレー時間帯）として活用すべきである。

2007年8月の2本目滑走路供用により完全24時間空港となった関西空港は、2008年度において緊急に対応が必要となる物流施設の二期島への展開を図る等、2本の滑走路をフル活用していくべきである。

中部空港については、将来に向けて、完全24時間化を検討し、フル活用を図るべきである。

航空自由化（オープンスカイ）の推進

アメリカ - EU 間においてオープンスカイが合意される等、世界では自由化の流れが益々加速しており、日本はその流れに取り残されようとしている。首都圏空港の容量拡充を図ると同時に、今後はアジア各国のみならずオープンスカイ先進国である欧米を含めた国々と早期に航空自由化を合意し、グローバル経済における自由な流通（ヒト、モノ）環境を整えるべきである。

着陸料の見直し

日本の空港の着陸料は、中国、韓国の主要空港のほぼ2倍と高いため、着陸料をアジア主要空港並に引き下げるための検討を行うべきである。また、現在は社会資本整備特別会計空港整備勘定にプールされている着陸料により全国一律で空港の整備が実施されているが、羽田空港、成田空港のハブ化等、真に必要な空港整備を厳選して資金を投入すること等について検討すべきである。

成田・羽田の一体運用の実現（リニア導入による国際・国内空港の一体化）

国際競争力の観点からは、日本各地と外国との間を短時間で往来できる環境を確保することが必要である。このため、国内・国際空港の一体化を図ることが、地域開発・国土総合利用の観点からも重要である。

このため、成田・羽田両空港間にリニア・モーターカーを導入し、ターミナル間を移動する時間とほぼ同レベルの十数分程度で両空港間を移動できるような環境を整備することにより、成田・羽田の一体的運用を実現すべきである。

なお、当面は、増大する首都圏の航空需要に対応し、成田と羽田を一体的に活用するため、2010年開業に向け成田新高速鉄道の整備等を着実に推進するとともに、両空港を1時間程度で結ぶことを目指し、両空港間のアクセス改善を図ることが必要である。

東アジアの航空機補修基地としての空港活用

中国・米国間の航空機輸送が今後急激に増大することが見込まれる中、我が国の地理的な条件を利用して、東アジアの航空機補修基地としてサービス産業を起こし、我が国空港を人、モノの輸送拠点だけでなく、航空機の補修基地としての地位を高め、『人を呼び、モノを呼び、飛行機も呼び込む』拠点として発展させる必要がある。

首都圏の周辺空港の活用

茨城（百里）などの首都圏の周辺空港をローコストキャリアの発着空港として成田・羽田と補完的に活用することとし、ローコストキャリアの発展によるネットワーク強化を図るべきである。なお、その際には当該空港へのアクセス道路と高速ネットワークとの接続についても配慮すべきである。

（２）港湾の国際競争力の強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網の形成

将来的にも国際貨物については、重量ベースではそのほとんどが港湾を經由して出入りすることを踏まえ、航空との連携を考慮しつつ港湾を核として高度で効率的かつ環境負荷の低いトータルな物流システムを構築すべきである。

このため、まず、平成２２年までに、スーパー中枢港湾において港湾コスト３割低減・リードタイムの１日への短縮を実現すること及び港湾の２４時間運用を実現することが当然必要である。

さらに、２０～３０年度を見据えた中長期的、大局的な視点で、我が国の地理的・経済的特性と産業構造の変化を踏まえつつ、我が国に求められる新たな「ポストスーパー中枢港湾政策」としての港湾政策のあり方について早急に検討すべきである。高度な情報システムの導入、道路・貨物鉄道・内航海運・その他物流施設等との連携強化、臨海部の再編等により、「港湾を核とした世界をリードする効率的かつ低負荷な物流システムの形成」を目指すべきである。

これにより、グローバルでシームレスなサプライ・チェーンを強力に支援する効率的かつ低コストで環境にやさしい高度な物流ネットワークの構築の実現を図るべきである。

以上を踏まえ、今後は以下のとおり具体的な取組を進めるべきである。

港湾の２４時間化の推進

本船荷役については２４時間化が実現しているが、港湾全体の２４時間化の平成２２年度までの実現に向け、関係者間の合意を整え、

併せて、共同デポの整備等、24時間稼働を支援する取組を推進すべきである。

港湾における物流施設の効率的整備

スーパー中枢港湾等において、物流施設の集積及びICT技術の全面的な活用により、コンテナターミナルの機能の一層の強化を図るため、大規模コンテナターミナルと一体的に、高度で大規模な臨海部物流拠点を形成すること等により、平成22年度までにアジアの主要港を凌ぐコスト・サービスの実現を図る等港湾物流の効率化を推進すべきである。

国際標準コンテナを運べる道路ネットワークの整備

国際標準コンテナ車が重要な港湾等と大規模物流拠点間を支障なく通行できるようにするため、拠点的な港湾等からICへのアクセス率が概ね10年間で欧米並の水準（約9割）となるようアクセス道路の整備を推進するとともに、三大都市圏環状道路など高速ネットワークの整備、既供用の道路ネットワーク上に存在する国際標準コンテナ車の通行支障区間の概ね10年間の解消など、国際競争力強化に資する道路網の整備を推進していくべきである。

船から鉄道へのコンテナ積替施設、貨物鉄道の充実

鉄道・道路・内航輸送を活用した国内マルチモーダルネットワークの構築を実現するため、港湾と鉄道輸送との連携強化を推進すべきである。

また、東アジアとの国際一貫輸送の展開のため、鉄道貨物輸送力の増強等を通じ、シー&レール・サービスを促進すべきである。

バルクキャリアー対応の航路浚渫

現在世界の海上の部品・製品等加工品物流の主流はコンテナであるが、原油を始めとする原材料は殆どがバルクキャリアーによる輸送である。特にコストダウンの観点からバルクキャリアーの大型化が進んでいることから、航路浚渫などにより、それに対応した航路の水深を確保することが必要（30万トンクラスでは水深23mが必要）である。

(3) 物流業の国際競争力の強化

中国を始めとしたアジア地域は、生産拠点や消費市場として急速な経済発展を遂げている。2007年に、中国は単独で米国を抜いて我が国最大の貿易相手国となるなど、我が国とアジア地域の経済交流は今後ますます拡大し、相互依存関係が深まることが予想される。

このような状況の下、荷主企業は、アジアにおけるスピーディでシームレスかつ低廉な国際物流の実現を求めており、今後、こうした高度かつ多様な物流サービスを提供する物流業についても、中長期的視野に立ちつつ、国際競争力の強化のためのさらなる取組みが期待される。

このため、我が国物流関連技術のアジアワイドの普及を図るとともに、国際総合物流業の発展の支援やトータルの物流コストをアジア主要国並に低減させる取組等により、我が国物流業の国際競争力を一層強化すべきである。

以上を踏まえ、今後は以下のとおり具体的な取組を進めるべきである。

国際総合物流業の育成等物流サービスの高度化

安全かつ確実、迅速な輸送を求める荷主企業のニーズに応える必要性や、欧米における巨大総合物流企業（インテグレーター）の台頭等も踏まえ、国際総合物流業の発展の支援等物流サービスの高度化を推進するため、首都圏空港等の24時間化や空港容量の拡大等航空貨物事業に必要な環境整備に取り組んでいくべきである。

* インテグレーターとは、航空輸送とトラック等による集配を組み合わせ、主に書類や部品等の軽量貨物を対象とし、ドアからドアまでの一貫した急送のサービスを提供する航空会社のこと。

アジアにおける我が国物流の展開に向けた検討（日本標準をアジアへ）

日系企業の東アジア進出が進む中で、日本の物流事業者並のきめ細やかな物流サービスが進出企業にとって重要である。このため、アジアにおけるシームレス国際物流の実現に向けて、各国政府との連携を進め、日本の物流事業における技術をアジア各国にも普及さ

せるため、今後も北東アジアにおける物流設備の標準化等を推進すべきである。特に、我が国を中心に国際標準化を進めている国際物流における電子タグの活用についても、実証実験等により、アジアにおいて普及を促進すべきである。ASEANについては、現地人材の育成を図るため、2008年にタイにおいて現地人材育成のパイロットプログラムを行い、2009年の本格実施を目指す。さらに、2010年までを目途に概ね各国において物流事業者等を対象とした人材育成プログラムを順次実施すべきである。

トータルの物流コストの低減（空港・港湾の利用料引き下げ等）

スーパー中樞港湾施策の推進により平成22年度までに港湾コストの3割低減を実現し、アジア主要港並の港湾コストを実現すべきである。また、航空輸送サービスの向上による効率化の推進をするとともに、物流事業者と荷主企業の連携の促進等、ソフト・ハード両面から物流コストの削減に取り組んでいくべきである。特に関西空港については、連絡橋料金引下げをはじめとするアクセスの改善や、財務構造の抜本的改善等を通じ、物流コストの低減に取り組んでいくべきである。

- 5 . 金融

1 . 総論 国民にとって分かりやすく身近に感じる金融のあり方 -

本年3月にシティ・オブ・ロンドンが発表した国際金融センターランキングによると、わが国は世界第9位となっている。世界規模での市場間競争が激化する中で、わが国市場は、ロンドン、ニューヨークといったグローバルな金融センターには遠く及ばず、他方で、香港、シンガポール等にも、アジアでの地位を脅かされている。日本の金融力の強化は待ったなしの課題である。

そこで、わが国全体の国際競争力強化に通じるわが国「体質強化」策の一つとして金融の国際競争力強化が挙げられる。

一方、金融（投資）については、国民性とも相まって、「遠いもの」「関係ないもの」と思われがちである。そこでまず、国民の協力を得るべく「分かりやすい金融広報」や、初等・中等教育における「投資の大切さ」の教育など国民の理解・協力を得る土台作りを行う必要がある。さらに、我が国個人金融資産1500兆円の積極的な投資・運用を促し（貯蓄から投資へ）、国内投資を活性化させることにより、金融が産業を支える大きな原動力となるよう必要な施策を構築すべきである。さらに、海外からも安心して投資を受け入れられ、一方で外国市場に対抗し得る「国民による、国益に資する、日本力強化のため」の金融を創り上げるための方策を以下に示す。

2 . 具体的施策

(1) 国民、特に老後世代が保有する金融資産の安心・安全な有効活用

わが国の金融市場の活性化には、1500兆円の個人金融資産の活用が極めて有効である。そこで、かかる個人金融資産が安心して積極的な投資・運用に向かうような投資環境を早急に整備すべきである。

このため、投資インセンティブの創出や税制、投資教育の充実などにより投資環境を整備していくことが緊要である。特に、老後世代が、自らの有する金融資産を普通預金から投資にシフトし、安全に、かつ、安心して運用できる手法を含めた仕組みを構築していくことが必要で

ある。

(2) 国際競争力を持つ金融機関、人材の育成

わが国金融機関が海外金融機関の後塵を拝している原因として、「M & A等の知識・経験」や、「金融工学等の知識」、「語学能力」を有する金融専門人材の不足が指摘されている。こうした知識・経験に明るく、有能で戦略的な総合金融人材の育成が急務である。

また、金融を通じた我が国経済の活性化のためには、こうした総合金融人材が、金融専門会社はもちろん、事業会社においても戦略的に発掘・活用されることが重要である。

これらの課題に対応するため、金融界、学会等と連携をして金融専門人材の資格制度の創設に向けた検討を進めることが必要である。加えて、複数の大学が連携して最先端の金融工学等の講義を行う講座（「金融工学トップコース」）の創設や、金融スキルの基礎を短期かつ夜間に教える講座（「金融基礎コース」）の設置を支援していくことも必要である。更に、学士課程における金融教育を充実させるため、各大学における金融学科の新設を促進することが必要である。

これに加え、わが国金融機関は、海外において日系企業との取引のみならず地場企業との取引を拡大し、また、現地化を進めることにより、一層、海外ビジネスの強化を図っていくべきである。とくにこの観点では、銀証一体運営を徹底し、投資銀行業務を強化して法人への多様なサービスが提供できるようにするとともに、市場部門の給与体系見直し等を踏まえたマネジメントの改善を図るべきである。

(3) わが国機関投資家の資産運用効率化・リスク資産への運用促進

少子高齢化の進展に加え、わが国金融市場はリスクマネー供給を海外のみに過度に依存していることから、海外からの投資に加えて、わが国公的年金が株式等のリスク資産に投資を行うことにより、収益率を上げていくことが期待される。ところが、我が国公的年金においては、現時点では運用利回り3.2%（賃金に対する実質的な運用利回り1.1%）を目標として運用されており、このため、08年度基本ポートフォリオにおける国内外の株式の目標比率は20%（乖離許容

幅を含めると9～31%)、過去5年間の平均収益率が3.5%となっており、諸外国の公的年金と比べて、株式の比率も、運用成績も劣っている。

これを改め、国債市場の動向に配慮しつつ、年金等の公的基金における国内外株式運用率(現行最大31%)を、当面は諸外国の公的年金並みに、「国内外株式比率40%」まで裁量により運用可とする弾力的な運用を認めつつ、独立行政法人から民間法人への改編を含めた内外からのトップクラスのファンドマネージャーを積極的に招聘することなどにより、最終的には、5年間の平均収益率の目標を、5%以上とするべきである。

(4) 日本版SWF (Sovereign Wealth Funds: 政府系ファンド) の設立の検討

日本は世界最大のバランスシートを保有する資産大国である。数百兆円の我が国保有資産の一部を国のバランスシートから切り離し、国の一定の監視の下、市場で世界最高のプロに運用してもらい資産収入を増やすことを検討すべき時期に来ている。また、世界経済の基調がデフレからインフレに変化し始めている今こそ、国民の資産を守る観点から膨大な国の資産の保有・運用のあり方を見直すべきである。こうした資産をいい形で市場に出せば、日本市場のグローバル化の素晴らしいシグナルとなるはずである。

(5) 英語での上場申請等を認める金融市場の開設及びルールの透明性向上

海外企業等がわが国市場での上場を検討するに際しても、現状では原則日本語による申請となっており、国際競争力強化の観点から問題とされている。

そこで、金融商品取引法の改正により可能となるプロ向け市場の枠組みを活用し、プロ向け市場の枠組みを活用し、英語による情報開示、上場申請書類を認めることにより、市場のゲートウェイから国際環境を整備していくことが必要である。

また、英語圏以外の中国やアラブ諸国等からの投資を積極的に呼び

込む観点から、市場関係者においては現地語の活用を含め、広報やプロモーション活動をグローバルな視点から戦略的に推進していくことも検討すべきである。

さらに、海外投資機関等にとっても行動原理が明確となるように、市場ルールの透明性を向上させることが必要である。

(6) イスラム金融、会計基準の国際的なコンバージェンス

近年、海外においてイスラム金融取引が台頭し、今後もその市場の急速な拡大が見込まれる。こうした状況を踏まえ、国際競争力確保の観点から、我が国銀行・保険会社グループの業務範囲にイスラム金融取引を加えるための制度整備を行うべきである。

また、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みが加速化している状況を踏まえ、企業会計基準委員会(ASBJ)の活動を支援していくべきである。

加えて、EU が実施している同等性評価において、わが国会計基準の国際会計基準との同等性が評価されるよう対話を推進していくべきである。

(7) 排出権取引市場の確立

近年になって、急速に地球温暖化問題に関連した排出権取引市場の議論が盛り上がってきている。現在、既に欧州が先んじて排出権取引市場を構築しているが、こうした新たな制度構築は「値付け」などを通じて国際競争力に大きく関わるものである。

我が国としても、アジアにおける「値付け」制度の確立と市場のグローバル化の実現を検討すべきである。

また、排出権取引が温暖化ガス排出量削減の政策手法の一つの選択肢であることに鑑み、我が国自身、国際交渉の状況なども見極めつつ、新たな制度への参加についても建設的な検討を行うべきである。

ただし、その際には、金融業の競争力強化の視点のみならず、製造

業を含めた我が国産業全体の競争力を維持していくという観点から、
ポスト京都の国際枠組みについて、京都議定書では排出削減義務を負っていない米国や中国、インドといった諸国を含めて、全ての主要排出国が参加する実効的なものとすること、国別総量目標の設定の際には、世界のトップ水準の省エネを実現している我が国の実態を踏まえて、衡平な国別目標とすること、排出権取引市場を構築していく過程において、国内産業の競争力に不当な悪影響を及ぼすようなものとしないこと、といった3点を参加の前提条件として確保していくことが必要である。

(8) 税制改正による市場強化

金融市場の改革には、税制面でのインセンティブが極めて有効にかかわってくるものである。

以上に鑑み、特に、貯蓄から投資へインセンティブを与えるための税制環境の整備を積極的に図るべきである。

また、わが国金融市場に海外の投資資金を呼び込む観点から、国際的に遜色のないファンド関連税制の確立に向けて検討を進めるべきである。

- 6 . 経済安全保障

1 . 総論

我が国企業は、国富の源であり、その強靱な成長の確保は、経済安全保障の根幹と言える。しかるに、我が国企業を巡る環境は激変のさなかにある。第一に、資本市場は急速に国際化している。外資の我が国企業に対する保有比率が増加しているばかりでなく、我が国企業の中で、ニューヨークなど海外で上場する企業も増加している。外国企業による我が国企業に対するM & Aは、昨年は、309件と過去最高件数を記録している。第二に、我が国企業の国際展開が進み、特に、近年は、経営層も国際化する傾向を示している。第三に、これらを背景に、終身雇用制など我が国の伝統的雇用環境も変容し、人材の流動化現象が生じている。第四に、これらに加え、IT化、産業スパイ活動の活発化等を背景として、企業の現場における幾多の創意工夫の下に培われた知的資産の流出リスクが増大している。

このような中で、経済安全保障の分野、特に資本市場関連および技術・ノウハウ流出関連の分野では、在来型の調整型、積み上げ型政策立案では、その環境激変について行くことに困難を生じるようになってきており、対応が後手後手に回っている。かつ、必ずしも現場の企業実態にそぐわない政策も散見されるようになってきている。

我が党としては、このような分野については、我が党が自ら、政府に対し、明確かつ具体的な指針を提示することが本問題の解決に不可欠と考え、下記の提言をとりまとめることとした。

2 . 具体的施策

(1) 知的資産の流出リスクの回避

産業情報を不正に取得する行為全般に適用できる分かり易く実効性のある法制の整備

産業情報は、企業の技術戦略・経営戦略上、貴重な資産であることを踏まえ、不正な方法により産業情報の窃取・複製・他者への持ち出

しを行う行為全般について適用できる法制度を整備すべきである。

更に、法廷において産業情報の侵害行為を取り扱おうとすれば、企業秘密である産業情報が公開されることとなり、損害がかえって拡大してしまうため、実効的な救済がなされないという矛盾を改善すべきである。

企業の戦略的な知財管理の促進

企業が開発した技術の活用に当たり、特許権を取得するかノウハウ化するかの戦略的判断がなされることになるが、ノウハウ秘匿を選択する場合には他者の特許権への対抗手段となる先使用権の確保が重要である。

本制度の活用に資するために「先使用権制度ガイドライン」が発出されている。政府は、このガイドラインの普及啓発を図りながら、企業の戦略的な知財管理を促していくべきである。

* 先使用権とは、ある特許出願に関連して、出願者とは別の事業者が同内容の発明をすでに行い、かつその発明を使った事業を実施しようとしている場合には、当該事業は特許権侵害とならないと主張できる権利。

企業における営業秘密の管理強化の促進

企業における情報資産を有効に活用するためには、自らの強みを明確に認識し、戦略的に営業秘密の管理強化を図ることが必要である。

また、経済のグローバル化により我が国製造業の海外展開が進んだ結果、現地における技術移転を通じた「意図せざる技術流出」が増加している。技術移転に際しては、何を開示して何を秘匿するかの戦略的な判断が重要である。

企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定するための参考となる指針として「営業秘密管理指針」等が発出されている。政府は、今後とも本指針の一層の普及に努めるべきである。

(2) 海外からの知的資産・人材の受入と重要技術の外国への流出防止

グローバル化、少子高齢化時代に直面する我が国にとって、海外の優れた知識・情報や優秀な外国人人材を受け入れ、これを我が国の経済社会活動の基盤とすることは、我が国の持続的発展のために極めて重要な課題である。

こうした知識や情報の受入を進めるためには、受入側の情報保護の体制が重要である。すなわち、情報が適切に保護されない環境では、情報共有を前提とした企業間の戦略的提携が成り立たない。また、諸外国と安全保障に関する機微技術・情報を共有することも不可能である。

他方で、外国人人材の受入は、我が国企業の重要な技術が国外に流出するリスクを増大させる。この点からも産業情報が適切に保護されなくてはならない。

従って、不正な方法により我が国企業の産業情報の窃取・複製・他者への持ち出しを行う行為を防止し、産業情報を適切に保護する実体法・手続法を整備すべきである（本章 2（1）参照）。

更に、自由な投資活動の結果として、我が国の国益としての安全が阻害され、企業買収により安全保障上重要な技術が海外に流出することがあってはならない。昨年、16年ぶりに、安全保障上重要な技術が海外に流出することを防止する観点から、外為法の外資規制の対象に、軍事転用の蓋然性が大きい先端素材や工作機械、電子部品等の製造業を追加するなどの抜本的な改正が行われたところ。こうした新たな投資規制の厳格な運用がまずもってなされるべきである。また、これらの運用動向を注視し、具体的な弊害が更に生じることがあれば、先進諸国の規制や運用の動向も参考としつつ、見直しを検討すべきである。

(3) 企業買収ルールの整理・明確化

近年、企業におけるライツ・プラン型の買収防衛策の導入が進展する中、買収防衛策に関わる係争事件について、司法判断に至る事例も出現している。

* ライツ・プランとは、敵対的買収者が一定割合（典型的には20%程度）の株式を買い占めた際、当該買収により株主の利益が損なわれると会社が判断した場合に、買収者以外の株主に新株が発行され、買収者の株式保有割合が低下する仕組みのこと。

ただし、司法判断に対する理解は不安定であり、例えば以下のような指摘がある。

買収防衛策の発動に際して、買収者に対して金員の交付を行うことは、かえって買収防衛策の発動を誘発してしまうのではないか。さらに、このような金員の交付によって、本来、配当などの形で株主に還元されたり、投資に回される結果、被買収企業の企業価値の向上を通じて、株主利益に貢献したはずの資金が流出し、株主の利益が害されたりするおそれがあるのではないか。

形式的に株主の「数」を押さえさえすれば、買収防衛策が安定するとの議論が蔓延することは、かえって買収防衛策が経営者の保身を許すことになってしまうのではないか。

これらの指摘を踏まえ、政府においては、早期に買収防衛策のあり方について見直しを実施し、今夏までに結論を得るべきである。この際、第一に、買収防衛策は、株主・投資家の利益を守るためのものであること、第二に、経営者の保身を図ることを目的として、買収防衛策が利用されることは許されないこと、を明確にすべきである。

加えて、企業買収における適正な司法判断を確保し、ひいてはその予見可能性を高めることを目的として、裁判所において、企業実務に関する専門知識を取り入れる方策を充実させることを求める。

(4) 上場会社による種類株式発行解禁

我が国会社法は、平成13年改正で、種類株式（無議決権株、多議決権株など）の発行を広く認めた。それから、既に7年が経過したが、証券取引所の上場規則等が制限的であるゆえ、実体上、上場会社が発行できない状態が続いている。

一方、米国、カナダ、英、仏等ヨーロッパなど諸外国においては、広く種類株式の発行が認められている。

たとえば、サブプライムローン問題の処理に際し、米国ファンドが資金支援を受けるに際し、海外の国家ファンド（SWF）に対し無議決権株式を発行するなど経済安全保障に貢献している。

経済安全保障を達成する上で、種類株式は、投資家からみても透明性が高く、また、内外無差別に適用されるものであるゆえ、早期に上場規則等を改正し、上場会社による発行を解禁すべきである。具体的には、下記のとおり。

議決権の希薄化を敬遠して株式上場を躊躇する企業などについてニーズが存在することを踏まえ、無議決権株式の上場および新規上場時の複数議決権株式の発行解禁を今夏に実施する。

既に上場している企業の複数議決権株式の発行解禁については、その条件について検討を行い、年内に結論を得る。

年金基金、投資信託など受動型投資家は、インデックスで購入を行うことに鑑み、TOPIXなどのインデックスへの種類株式の組み込みの是非について、証券取引所において検討を行い年内に結論を得る。

（５）財務報告内部統制制度（J-SOX）に係る施行の再検討

内部統制制度は、企業に対しコンプライアンス意識を植え付けるうえで、大切な制度整備であることは論を待たない。しかしながら、制度が過度に複雑になり、現実の企業実体から乖離したものとなれば、十分な成果があがらないまま、コスト負担のみがかかっていくということになりかねない。さらには、新規上場意欲にブレーキがかかりかねない。米国においても、施行当初のSOX法については、負担が過剰との意見が強く、事業会社が参加するラウンドテーブルなどの場を通じ、見直しが図られてきたところである。我が国で、本年４月に運用が開始された財務報告に係る内部統制制度（いわゆる「J-SOX法」）について、既に導入している米国の状況を踏まえつつ立案されているが、それでも、初年度には、多くの問題が発生するものと予想される。大切なことは、不断に見直しを図り、運用を躊躇せず改めていく態度である。我が党としては、各期末決算後などの節々において、施行上の問題点を確認し、施行の改善を図っていくことが不可欠と判断する。

具体的には、次の諸点に特に留意する。

米国では、中小レベルの企業については、コスト負担や人的リソースが十分でないとの理由から、適用が延期されてきた。これに対し、我が国においては、上場している中小企業は、初年度から適用対象となる。また、上場企業の非上場連結子会社あるいは非上場業務委託先で重要なところは、評価の対象となる。このため、新規上場の意欲についても喪失されかねないとの危惧がある。したがって、中小企業なかんずく新規上場企業については、その現実の状況を十分に踏まえ、規模に応じて基準の柔軟な適応が可能となるよう、政府は責任を持って目配りすべきである。

決算後に、いわゆる「重要な欠陥」が指摘された会社については、過剰反応が起きて、株式市場に混乱が生じないようにしなければならない。米国でも、施行初年度は、年度末の内部統制報告書において、「Material Weakness」が全体の割強について、指摘されたと聞く。政府は、混乱回避のため、その意味を徹底して広報すべきである。

- 7 . 人材

1 . 総論

F T Aの進展、技術進歩などにより、経済のグローバル化が急速に進展し、企業等の国際展開のスピードが加速している。海外市場に進出する日本企業が増大するとともに、国内に留まっていた企業でさえも国際化の波とは無関係ではいられず、我が国の競争力にとって、国際化への対応は、まさに喫緊の課題である。とりわけ、人材は全ての産業の根幹を支えるものであり、語学力、高度な能力、国際感覚等を備えた、国際的に活躍できる優秀な人材が何よりも強く求められている。

こうした時代の要請に応えるため、初・中等教育、高等教育を通じ、国際的人材育成に向け、一貫した道筋を作るとともに、企業においても十分な活躍の場を用意し育てていくことが必要である。

小学校2年からの英語教育の導入、理数系教育の強化、大学国際化など、以下に掲げる施策を強力に推進し、世界最高水準の学力を持ち、国際交流に通じた人材の創出を図るとともに、企業における活躍の場の充実を早期に進める必要がある。

2 . 具体的施策

(1) 英語教育の抜本的強化

国際的に通用する人材の育成を議論する上で、第一に検討すべきは、世界言語としての英語でコミュニケーションができる能力の養成である。今や英語能力は、国際社会で活躍する上で必要不可欠なインフラである。しかし残念なことに、日本の英語力は、世界で最低水準であり、英語教育の抜本的強化を可及的速やかに実現する必要がある。

小学校2年生からの英語教育

平成20年3月に改訂された小学校学習指導要領では、平成23年度から小学校高学年に週1時間の外国語活動を行うこととしているが、諸外国に目を向けると、たとえば韓国や中国では小学校3年生から、フランスでは小学校2年生からの導入が既に実現しており、我が国の

英語教育の早期化は未だ出遅れていると言わざるを得ない。こうした状況を踏まえ、我が国の更なる英語教育の早期化は喫緊の課題であり、早急に小学校2年生からの英語教育の必修化を行うべきである。なお、英語教育の早期化にあたっては、英語でのコミュニケーション能力の育成を重視した教育を行うべきである。

英語を教える教員の強化

同時に、教員研修の充実やALT等の活用への支援など、英語を指導する教員の強化に取り組む必要がある。

英語重点校に対する支援強化

また、中学や高校での英語教育も一層充実させるべきであり、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールのように、英語に重点的に取り組む学校に対しての支援を強化していくべきである。

(2) 高い能力を更に伸ばす教育システムの構築

また、我が国はキャッチアップ型から、世界のフロントランナー型として国際社会を牽引する立場へと変革していくべきである。こうした時代を担う人材を育成するためには、ひとりひとりの個性や高い能力をさらに伸ばすことのできる教育システムの構築について検討するべきである。

マネジメント改革を進める学校やエリート校への支援強化

具体的には、校長のリーダーシップ等により特色ある学校作りを可能とする学校のマネジメント改革を後押しし、エリート校に対しての支援の強化を実施すべきである。同時に、学校や教育委員会の取組の透明性や連携を向上させ、育成の手法等に係るノウハウの蓄積・改善を行う体制を整備すべきである。

高校からの飛び級制度の導入

また、優秀な人材に更に高い教育機会を付与する仕組みの構築も重要であり、高校からの飛び入学制度や飛び級制度の導入・普及などを

進める必要がある。

(3) 理数系教育の強化

とりわけ、資源に乏しい我が国は、ものづくり分野での競争力強化が不可欠であることを考えると、近年指摘されている、理数教科の内容が理解できない、理系への進路を敬遠するなどの、いわゆる「理科離れ」は、非常に大きな問題である。具体的には、「工学系志望者の減少」と「社会全体の理科離れ」の2つが大きな問題となっており、我が国のイノベーションを生み出すエンジニアの空洞化や、新技術を理解し、導入・活用していく人材の欠如などが懸念されている。

必須受験科目への理数系科目導入を後押しするための取組

現状、大学生の7割が私立大学に通い、またその7割は文系を選択している。文系私大のほとんどは、入試科目として理科・数学を盛り込まず、英語・国語・社会のみの受験を認めている。したがって、我が国大学生のおよそ半分は、理数系を受験科目にせずに大学教育を受けていることとなる。そしてこれが、若者の理科離れの最大の原因であるといわれている。

こうした「理科離れ」を抜本的に解決し、理数系教育を強化するためには、大学の入試制度についても改革する必要がある。具体的には、私大の文系といえども、理科及び数学を受験科目として設置することを要請すべきである。また、この取組を進めるに当たっては、理科及び数学の受験科目を設置した大学が受験生の減少に直面して、不利益を被る事態を避けるため、これを全大学一斉に行う必要がある。従って、理科及び数学の受験科目を導入した大学に対して、傾斜的な資源配分を行うことが必要である。あるいは、理科及び数学の受験科目を導入していない大学への助成を削減すべきである。

(4) 留学生交流を通じた国際人材の育成

外国語によるコミュニケーションの能力と、個性を活かした高い能力を有した優秀な人材が、国際舞台でその能力を遺憾なく発揮するためには、国際感覚の有無が重要なポイントとなる。

我が国への優秀な留学生の受入・就職支援の強化

国際感覚の修得には、若い時期からの生身の国際経験が大きく寄与しており、我が国に優秀な留学生を呼び込むことは、海外の高度人材の卵に我が国での活躍の機会を提供するだけでなく、彼らと共に学ぶ国内の人材育成にも好影響をもたらすものである。こうした状況を踏まえ、現在検討が進められている「留学生30万人計画」を策定・推進し、留学生の戦略的な獲得に注力するとともに、アジア人財資金構想の推進など、留学生にとって日本留学が魅力的に映る環境を整備すべきである。

我が国から海外への留学生送り出しの促進

同時に、我が国の学生を海外に送り出し、語学や異なる文化を学ぶ機会を提供することも、国際人材を育成する上では重要である。高校生で年間1万人の留学を目標として学生の海外体験を促進するなど、グローバル社会に対応した人材の育成を進めるべきである。

(5) 大学・大学院の国際化促進

若い時期からの生身の国際経験が当然のこととして実現される環境の構築は重要であるが、そうした視点で見ると、我が国の大学・大学院の国際化は遅れていると言わざるを得ない。

国際化を積極的に進める大学に対する支援の重点化

国際化を積極的に進める大学（ダブルディグリープログラムや、デュアトラック制度の活用、学生や教員の国外からの採用、海外拠点の強化、英語での授業の実施等）を評価・選定し、支援を重点化する仕組みの構築を行うべきである。

海外の優秀な教員の招聘

同時に、海外の優秀な教員の招聘を目的として、当該教員の子弟等の生活環境の整備や、短期間の任期で招聘した教員であっても専任教員として扱えるように基準の弾力化を図るなどの措置を講ずるべきである。

(6) 企業の国際化 (高度外国人材の積極的な登用促進)

こうした時代の中、企業においても、国内外を問わず世界に通じるビジネスモデル、世界標準のイニシアティブなど、恒常的に国際社会を見据えた経営が要求されており、国際的に優れた人材に対して活躍の場を提供し、一層能力を引き出していく場を構築するべきである。こうした場の構築は、企業の競争力強化に寄与するとともに、国内の人材をグローバルの第一線で活躍できる人材へと磨き上げていくことにもつながる。しかしながら、我が国企業は、同質性を重んじた旧来の経営方法からの脱却が進んでいない。

企業における外国人材登用に係る指標の作成・公表

こうした状況を改革し、真に能力がある人材を、背景とは関係なく登用していくために、企業が自ら人材の国際化の進捗度合いを確認できる指標等を示し、企業の取組を後押しするべきである。

高度外国人材の子弟等の生活環境の整備

また、外国人の子弟等の生活環境の整備等を行い、優秀な人材が働き先を選ぶ際に、我が国を敬遠することのないように努めなくてはならない。

- 8 . 住宅

1 . 総論

我が国の国際競争力を考える場合、経済の安定成長を支える健全な民間需要が大切な要因となるが、そのてこ入れの重要なカギは住宅需要の拡大である。

また、住宅とは人間生活の基本の場であり、その充実は、活力ある社会・人づくりという観点からも、わが国の国際競争力を高める観点からも、重要な課題の1つである。

一方、住宅建設は、関連する産業が多岐にわたり、そのすそ野が広いため、健全かつ着実な住宅着工の経済波及効果は大変大きい。さらに、住宅生産における安全で快適な空間を創造する技術力の向上は、国際競争力強化に資するものと考えられる。

これら住宅の整備状況をみると、戸当たり床面積は引き続き増加しており、持家・借家平均でみると欧米水準並みとなっているが、借家はまだ低水準といえる。一人当たり床面積は欧米水準と比較して小さく、特に大都市圏における借家で顕著である。一方、世帯類型別では、65歳以上の单身及び夫婦の持家世帯の約54%が100平方メートル以上の広い住宅に住む一方で、4人以上世帯の約29%が100平方メートル未満の住宅に住むなど、住宅ストックとニーズとの間にミスマッチが存在している。

以上の状況に鑑み、これら住生活の向上に係る具体的な施策目標として、今後の少子高齢化の進展を踏まえ、大都市圏を中心に、子育て世帯の居住水準の向上などゆとりある住生活の実現に向けて、良質な持家取得の支援、ミスマッチの解消、セカンドハウスの促進等により、一人当たりの実質的な住生活空間を15年間で倍増すべく拡大することを目指す。

また、バリアフリー化の推進や福祉施策との連携により、高齢者等の居住の安定を確保するとともに、「200年住宅」の普及促進等により住宅の質を向上させることが必要である。

2. 具体的施策

(1) 子育て世帯を中心とする多様な居住ニーズの充足

子育て世帯を初めとして、家族構成などを背景として、居住に関する多様なニーズが存在する。これに適時・柔軟に応えるため、住宅ローン減税の拡充による持家取得支援、長期固定かつ低金利の民間住宅ローンの供給支援による持家取得支援、あるいは地域優良賃貸住宅等の供給などを通じて、柔軟な持家取得あるいは住宅賃貸を支援していく。

また、居住地域に関しても、少子高齢化を踏まえ、都心居住や街なか居住を促進することが必要である。さらに、高齢者の住み替え支援制度の着実な運用などを通じて、住替えの促進による居住ニーズのミスマッチの解消に一層努めるべきである。

(2) 高齢者等の居住の安定の確保

高齢者等の居住の安定の確保のため、安心住空間創出プロジェクト等福祉施策と連携した高齢者向け住宅等の供給促進、公的賃貸住宅のストック改善や公営住宅の借り上げ方式の活用を図るとともに、地域優良賃貸住宅等の供給を促進すべきである。

(3) 良質な住宅ストックの形成

従来我が国の住宅は、比較的短い期間で建て替えられることが多かったが、今後は、住宅寿命・環境配慮・耐震・バリアフリー等の様々な観点からみて良質な住宅ストックを形成・蓄積していくことが重要である。

このため、「200年住宅」の普及を促進し、平成22年には新築着工の1割が200年住宅となるよう努めるべきである。また、環境に配慮した住宅の普及を促進し、住宅からの二酸化炭素(CO₂)排出削減見込み量年間930万トン(2010年)を実現するよう努めるべきである。さらに、耐震、バリアフリー改修等のリフォームを促進すべきである。

- 9 . 少子化対策

1 . 総論

中長期的な人口減少・高齢化の傾向は、我が国競争力の源泉に影響を与える重大問題であり、50年後・100年後を見据えた少子化対策を打ち出していくことが必要である。まずは、子育てする全ての親の視点にたって制度改革を断行しつつ、出生率を維持・向上させている諸国の取組も参考に、我が国社会が生み出した価値の一定割合（欧州諸国では2～3%）を子どもたちのために使って、出生率の向上及び次世代の競争力を担う世代の育成をめざすべきである。

2 . 具体的施策

（1）10兆円規模の対策

仮にフランスと同程度の子育て支援策をわが国で実施した場合、10兆円程度（GDPの2%程度、現行の倍増以上）が必要と試算されていることも念頭に置き、このような思い切った財政投入を、出生希望を実現すると考えられる施策に当てることとし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とあわせて、子育てする全ての親の視点に立った制度改革を進め、対策を強化すべきである。

（2）サービスの多様化、待機児童ゼロ、子育て家庭の経済基盤強化

具体的には、保育や放課後対策について、家庭的保育などサービスの多様化・柔軟化を進め、希望するすべての人が安心して子供を預けて働くことができる社会を実現するとともに、児童手当や育児休業中の所得保障を充実するなど、子育て家庭の経済基盤を強化し、希望する数の子供が持てるようにすべきである。さらに、不妊治療費に対する効果的な助成の拡大や、ひとり親家庭など困難な状況にある家庭への就労・子育て両面からの支援を通じた経済状況の改善にも取り組むべきである。

（3）財源確保を含めた施策実現のための制度設計

また、税制改革等による必要な財源確保を含め、これらの施策を実現するための具体的な制度設計を同時に進めるべきである。

終

本報告は、限られた時間内で、我が国の国際競争力強化のために特に早急に公表・提言することが必要とおもわれる事項を洗い出してみたものである。

調査会における議論では、数多くの論点が提示され、時間の制約上、今回のとりまとめではカバーしきれなかったもの、必ずしも体系的に整理しきれなかったものも多数存在する。(例えば、法曹関係の国際化(日本の法律の国際発信やアジア人材育成支援)など)

したがって、調査会としては、引き続きフォローアップしていく作業を継続するとともに、「序」にも述べた日本版「国際競争力協議会(仮称)」が設立された暁には、これと連携して、国際競争力強化に向けて、更に本格的かつ積極的な検討・分析・提言そして具体的な施策の実現に邁進してまいりたい。